

第七回 国会
衆議院

大蔵委員会農林委員会運輸委員会電氣通信委員会連合審査会議録第一号

昭和二十五年三月二十七日(月曜日)

午後二時十一分開議

出席委員

大蔵委員会

委員長 川野 芳満君

理事 岡野 清豪君 理事 北澤 直吉君

理事 小峯 柳多君 理事 小山 長規君

理事 島村 一郎君 理事 前尾 繁三郎君

理事 川島 金次君 理事 橋本 金一君

理事 河田 賢治君

理事 奥村 又十郎君 理事 甲木 保君

理事 鹿野 彦吉君 理事 佐久間 徹君

理事 田中 啓一君 理事 苦米地 英俊君

理事 中野 武雄君 理事 西村 直巳君

理事 三宅 則義君 理事 松尾 ト子君

理事 宮腰 喜助君 理事 田島 ひで君

理事 竹村 奈良一君

農林委員会

理事 野原 正勝君 理事 八木 一郎君

理事 渡部 岩太郎君 理事 山村 新治郎君

理事 小林 運美君 理事 吉川 久衛君

理事 青木 正君 理事 足立 篤郎君

理事 宇野 秀次郎君 理事 遠藤 三郎君

理事 寺本 齋君 理事 平澤 長吉君

理事 淵 通義君 理事 村上 清治君

理事 守島 伍郎君 理事 足鹿 覺君

運輸委員会

理事 大西 禎夫君 理事 岡村 利右衛門君

理事 関谷 勝利君 理事 前田 郁君

理事 米澤 満亮君

理事 岡田 五郎君 理事 尾崎 末吉君

理事 尾関 義一君 理事 土倉 宗明君

理事 坪内 八郎君 理事 蒲尾 君亮君

理事 山崎 岩男君 理事 渡邊 良夫君

理事 上村 進君 理事 林 百郎君

電氣通信委員会

委員長 辻 寛一君

理事 飯塚 定輔君 理事 中村 純一君

理事 飯田 新吉君 理事 福田 繁芳君

理事 今井 耕君 理事 中馬 辰猪君

理事 中馬 辰猪君 理事 浅沼 稻次郎君

理事 出府 國務大臣 理事 小澤 佐重喜君

理事 出府 國務大臣 理事 小澤 佐重喜君

理事 出府 國務大臣 理事 小澤 佐重喜君

理事 出府 國務大臣 理事 小澤 佐重喜君

理事 出府 國務大臣 理事 小澤 佐重喜君

理事 出府 國務大臣 理事 小澤 佐重喜君

理事 出府 國務大臣 理事 小澤 佐重喜君

理事 出府 國務大臣 理事 小澤 佐重喜君

理事 出府 國務大臣 理事 小澤 佐重喜君

理事 出府 國務大臣 理事 小澤 佐重喜君

理事 出府 國務大臣 理事 小澤 佐重喜君

理事 出府 國務大臣 理事 小澤 佐重喜君

理事 出府 國務大臣 理事 小澤 佐重喜君

理事 出府 國務大臣 理事 小澤 佐重喜君

理事 出府 國務大臣 理事 小澤 佐重喜君

理事 出府 國務大臣 理事 小澤 佐重喜君

理事 出府 國務大臣 理事 小澤 佐重喜君

理事 出府 國務大臣 理事 小澤 佐重喜君

理事 出府 國務大臣 理事 小澤 佐重喜君

理事 出府 國務大臣 理事 小澤 佐重喜君

理事 出府 國務大臣 理事 小澤 佐重喜君

理事 出府 國務大臣 理事 小澤 佐重喜君

理事 出府 國務大臣 理事 小澤 佐重喜君

理事 出府 國務大臣 理事 小澤 佐重喜君

理事 出府 國務大臣 理事 小澤 佐重喜君

理事 出府 國務大臣 理事 小澤 佐重喜君

理事 出府 國務大臣 理事 小澤 佐重喜君

理事 出府 國務大臣 理事 小澤 佐重喜君

理事 出府 國務大臣 理事 小澤 佐重喜君

閣する法律案(内閣提出第六五号)

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)

○川野委員長 これより大蔵委員会、

農林委員会、運輸委員会、電氣通信委

員会の連合審査会を開会いたします。

私が各位の御了承を得て、委員長職

務を務めさせていただきますと存じま

す。

それではこれより米国対日援助見返

資金特別会計から電氣通信事業特

別会計及び国有林野事業特別会計に

する繰入金並びに日本国有鉄道に対

する交付金に関する法律案、及び日本

国有鉄道法の一部を改正する法律案の

案を一括議題といたしまして、まず政

府当局より提案理由の説明を聴取いた

したいと存じます。小澤電氣通信大

臣。

米国対日援助見返資金特別会計

から電氣通信事業特別会計

及び国有林野事業特別会計に

する繰入金並びに日本国有鉄道

に対する交付金に関する法律案

米国対日援助見返資金特別会

計から電氣通信事業特別会

計及び国有林野事業特別会

計に対する繰入金並びに日本

国有鉄道に対する交付金に関

する法律

第一條 政府は、米国対日援助見返

資金以下「援助資金」という。を、

電氣通信事業における電信電話等

の建設改良費の財源並びに国有林野

事業における事業施設費及び造林

に要する経費の財源に使用するため、

昭和二十五年四月一日起、米

国対日援助見返資金特別会計から

それぞれ電氣通信事業特別会計及

び国有林野事業特別会計に対し、予

算に定める金額の範囲内で必要な

金額を繰り入れることができる。

2 電氣通信事業特別会計及び国有

林野事業特別会計が前項の繰入を

受けたときは、その繰入金に相当

する金額は、各会計において自己

資本の増加に充てるものとする。

第二條 政府は、援助資金を日本国

有鉄道における建設改良費の財源

に使用するために、昭和二十五年

度において、米国対日援助見返資

金特別会計から日本国有鉄道に対

し、予算に定める金額の範囲内で

必要な金額を交付することができる。

2 日本国有鉄道が前項の規定によ

る援助資金の交付を受けたとき

は、その交付を受けた金額に相当

する金額について、日本国有鉄道

法(昭和二十三年法律第二百五十

六号)第五條第二項の規定による

政府の日本国有鉄道に対する出資

があつたものとする。

附則

この法律は、昭和二十五年四月一

日から施行する。

日本国有鉄道法の一部を改正す

る法律案

日本国有鉄道法の一部を改正

する法律

日本国有鉄道法(昭和二十三年法

律第二百五十六号)の一部を次のよ

うに改正する。

第五條に次の一項を加える。

2 政府は、必要があると認めると

きは、予算に定める金額の範囲内

において、日本国有鉄道に追加し

て出資することができる。この場

合において、日本国有鉄道は、そ

の出資額により出資金を増加する

ものとする。

附則

この法律は、昭和二十五年四月一

日から施行する。

○小澤國務大臣 ただいま議題となり

ました米国対日援助見返資金特別会計

から電氣通信事業特別会計及び国

有林野事業特別会計に対する繰入金並

びに日本国有鉄道に対する交付金に関

する法律案の提出の理由を御説明申し

上げます。

別途御審議を願つております昭和二

十五年度予算に掲げてありますよう

に、今回政府は米国対日援助見返資金

を、電氣通信事業における電信電話等

の建設改良費、国有林野事業におけ

る事業施設費及び造林に要する経費並

に日本国有鉄道における建設改良費の

財源に使用するために、それぞれ電氣通

信事業特別会計へ百二十億円、国有林

野事業特別会計へ三十億円を繰入れ、

日本国有鉄道へ四十億円を交付する予

定でありますので、それに関する法的

措置をいたしますとともに、その繰入れまたは交付を受けた金額については、おの／＼各特別会計または日本国有鉄道において固有資本の増加として経理せしめるため、必要な規定を設けようとするものであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを御願ひ申し上げます。

○原(健)政府委員 ただいまから日本国有鉄道法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を申し上げます。

現行日本国有鉄道法第五條は、日本国有鉄道設置の際における資本金について定め、これが増加に関する規定を設けておりませんので、資本金増加の場合を考え、日本国有鉄道の資本金を政府の出資により増加し得る道を開いた次第であります。この法律案は昭和二十五年四月一日から施行したいと存じますので、慎重御審議の上、すみやかに可決あらんことを御願ひ申し上げます。

○川野委員 次に質疑に入ります。質疑は通告順によつてこれを許します。關谷勝利君。

○關谷委員 ただいま提案になつております米國対日援助見返資金特別会計からする電氣通信事業特別会計、国有林野事業特別会計、日本国有鉄道に対する繰入金あるいは交付金の件につきまして、二、三點質問をいたしたいと思います。

・この法案につきましては、運輸委員会におきましてすでに繰返し巻き返し質問が行われたのでありますが、運輸当局並びに大蔵当局の答弁をもつてい

たしましては、運輸委員会におきましては、たれ一人として納得しておる者はないのであります。非常に疑義のある法案でありますので、この点を明確にしたいと存じまして、すでに日本国有鉄道法の一部を改正する法律案は、運輸委員会におきまして半月以上も経過いたしておるのに、今なお審議が済まざる状態でありまして、そこでお尋ねしたいのは、ただいま政務次官から日本国有鉄道の資本増加のために、この法案を設けるのである。こういうふうなお話でありました。資本金加の得る道を開きますことは、またこれにけつこうであります。私たちが將來日本国有鉄道が建設、改良その他をいたします場合に、この資本増加の法律だけでは足りぬと思つてのことでありますけれども、しかしながらこれが現在の国有鉄道法の一部改正と、ただいまの委員会に上程になつておりますこの法案と関連いたします際に、幾多の疑問が起つて来るのであります。

第一に、この法案の第二條は、政府の援助資金を対日援助見返資金特別会計より国鉄に対し、予算に定める金額の範囲内において必要な額——具体的に申し上げますと、これは二十五年だけの法律になつておりますので、四十億といふものが交付せられる。こういうことになつております。しかもこの第二項においては、それは出資である。従来は借入金でありましたものが、出資であるということになつておるのであります。ことにその上に最も大きく関連いたしますことは、国有鉄道の資本金といふものは、實際再評価をいたしますならば、私たちも想像がつかないのでありますが、一兆近いもの

があると思はれておるのであります。しかるにこれを帳簿価格で圧縮いたされまして現在では四十九億といふ価格になつて、これがすなわち国鉄の資本金ということになつておるのであります。そういたしますと、この四十億が出資いたされまして、八十九億の資本金となつて来るのであります。そういういたしますと、このたび増資いたされまして、この四十億といふものが、その資本金において八十九分の四十を占めることになつて来るのであります。かりに將來これを再評価するにいたしまして、これが一兆になりまして、四十億といふものが、実に膨大なものになつて来るのであります。従来は、五千萬といふふうなことに膨張して来ることになつておるのであります。従来は、この資本と比較いたしまして、この出資いたされまして、この四十億といふものが、これだけの資本の率を占めるということとは、まことに不合理なこと

は、これはだれが聞いてもよくわかるのであります。なおさらこれを深く掘り下げて考えます場合に、先般來運輸委員会におきます大蔵当局並びに運輸当局の説明では、この見返り資金の性格はどのようなものであるか、こういうことを聞きただしますと、見返り資金は債務である。そうしたならばこの見返り資金が、いわゆるエイド・フアウンドのものが、貿易資金特別会計に入つて来る。それが対日援助見返資金特別会計へ入つておる。それから直接にここに出て来ておる。この対日援助見返り資金との関係が、どこで切れておるのか。もちろんこの法律によりまして、政府が出資することはできる。

のがあると思はれておるのであります。しかるにこれを帳簿価格で圧縮いたされまして現在では四十九億といふ価格になつて、これがすなわち国鉄の資本金ということになつておるのであります。そういたしますと、この四十億が出資いたされまして、八十九億の資本金となつて来るのであります。そういういたしますと、このたび増資いたされまして、この四十億といふものが、その資本金において八十九分の四十を占めることになつて来るのであります。かりに將來これを再評価するにいたしまして、これが一兆になりまして、四十億といふものが、実に膨大なものになつて来るのであります。従来は、五千萬といふふうなことに膨張して来ることになつておるのであります。従来は、この資本と比較いたしまして、この出資いたされまして、この四十億といふものが、これだけの資本の率を占めるということとは、まことに不合理なこと

な政府の出資ということが書いてあるのではありませんか、予算の中にも対日援助見返資金とはつきりと書いてあるのではありませんか。そうする場合に、これがどこで切れるのか。一般會計を通じてこれを持つて来ておりますのならば、その一般會計の際に、性格のかつたものになつて来る。こういうことがはつきりするものでありますけれども、これも一向大蔵当局、あるいは運輸当局の説明では判然としないのであります。そうなつて参ります場合に、今回出資いたします四十億といふものが、將來返還をいたすといふふうな事態が——もちろんこれは法律的には、あるいは切れておるかも知れませんが、政治的に考えましたときには、これははつきりと対日援助見返り資金との縁は切れていないと解釈するのが常識であります。これを返還いたします場合に、国有鉄道の半分の資本金を提供しなければならぬ。こういうふうな結果も起るものではないかというふうな、これはあまり行き過ぎたといふ申しますか、杞憂であると申すかわかりませんが、そういうふうな事態が起るからであります。そのために運輸委員会といたしましては、まず第一番に從來これは借入金だつたのだから、借入金としてはどうするか。このような意見も出ております。これを一般會計を通じて交付する方法を講じてはどうか。あるいは再評価後にこれを再評価したかどうか。またもしこの金が急ぐ場合には、再評価の際に四十億は依然として四十億であつて、膨張しない資本金であるという何らかの方法をせよ、こういう希望を出して、運輸当局としましてはこれに

対して明快なる答えはないのであります。これが本日この連合審査会を開くよりなきさつにまで参つた運輸委員会の経過であります。これをなぜこの借入金とせずして、出資といふことになつたのか。対日援助見返り資金との縁はどこで切れるのか。なお今回出資したところの四十億といふものが、將來においても八十九分の四十を占めるのか。この点を明快に運輸当局並びに大蔵当局から承つて後、續いて質問をいたしたいと思ひます。

○小澤國務大臣 運輸大臣からお答えするのが順序かもしれませんが、この關係におきましては、まづたく通信事業と同じような形になつておりますので、便宜私から御答弁申し上げます。お話のように二十四年度におきましては、いずれも公債の発行という形において、この資金を使用いたしました。鉄道あるいは通信事業の建設に使用して参りました。二十五年におきましては、今關谷君の御指摘のように、いわゆる自己資金の、一般會計から繰入れる資金の増加という形で扱つておりますが、これを法案として提出する前に、おきまして、いわゆる政府内部で同じような疑問が起つたのであります。従つてこの問題について検討いたしましたのであります。結論においては、見返り資金勘定といふものはどういふものか。すなわちその裏になつておる援助物資といふものは、將來どうなるのかといふところが議論の焦点であります。御承知のように昨年初めてできた見返り資金勘定であります。二十四年におきましては、大体これは返還すべきものというふうな構想のもと

に、この資金を運用して参つたのであります。今年度に参りましては、大體これは返還しなくてもよいのじやないかというふうな見通しに基いて、この資金を使うようになっております。しかしながらこれはいづれにいたしましてもはつきりいたしておりました。そこで結論は、講和條約が締結しなければ、何人もこれに対してはつきりした答へができないであらう。こういう見解で一応このままで出すことになつたのであります。要はこの資金を入れた際に、今關谷君の御指摘のようになつておりました。従いまして帳簿價格が何百分の一になつております。たとへば私の方では現在再評価をいたしますと、一千六百億になるのであります。帳簿價格は二億であります。そういう二億のところへ百二十億というふうなものが入りますれば、ただいまお話ししたような問題が起るのであります。しかし私の方の會計では、正式に再評価は決定いたしておりましたが、たとえば減価償却その他の場合におきましては、大蔵省と相談いたしまして、大體一千六百億に再評価したことを建前にして、あらゆる経理を行つております。従いましてたとへばせんたつて御審議を願ひました二十五年度の予算におきまして、七十三億の減価償却を行つておきますが、この減価償却の七十三億というものはどこから出たかという、ただいま申し上げました一千六百億の四分四厘に該当するものが、すなわち減価償却になつて出ているのであります。この四分四厘がいかほど悪いかは別であります。そのように再評価があることを前提にして

すべての経理を行つておりますし、またこの繰入金金、いよ／＼二十五年の予算が通過いたしました実施する場合におきましては、一応この自己資金の中に入れます。しかしながらこの自己資金の中にも、この會計より繰入金として、私の方では百二十億、国鉄では百四十億といふものはいつても明瞭になるように、この経理を行つて行く考へております。従つてもし将来これは返還すべきものといふことがあつた場合でも、いつでもその金額だけを返還すればいいような操作を行ふこと、ことに将来資産の再評価を正式に行う場合におきましては、少くもこの繰入当時において資産の再評価をしよう、こういう氣持でこの経理をいたしておきますから、現在の法案がかりにそのまゝ国会で審議になつて成立いたしました場合におきましても、われわれ管理者の考へといつたしましては、何時でもこれを返せと言われた場合には返すという心構へ、また返し得る。また今のうちに、この百二十億と二億との比がどうだといふような場合においても、現実に二十四年度においても二十五年度においても、資産の再評価といふものは大蔵省と私の方でもきつと金額がきまつておりますので、そういう事実に基づいてやつておりますから、現実の面においてはそう心配しませんが、しかしながら御心配になるお氣持は十分わかりますので、それが心配ないような法案にしたいといふので、国会の方で御修正になるというならば、私の方は毛頭異存はございません。

○伊原政府委員 私からは、よく法律的な点からだけ申し上げたいと思ひます。御存じの通り見返り資金の使ひ方は、見返り資金の特別會計法の第四條といふのがございまして、これは「公私企業に対する資金に運用し、若しくは公企業に対する資金に使用することができる。」ただいままで御存じの通り、見返り資金の運用につきましては、貸付をするか、この第四條にもあつてございまして、この第四條にもあつてございまして、使ひ切りにしてしまふといふものもあるわけでございます。たとえば来年度の予算におきまします公企業に對しまして金を使うような場合には、使ひ切りにしてしまふといふのであります。この鐵道と電氣通信事業に對しましては、見返り資金の観点から申しますと、ただいま大臣が述べに申しましたように、二十四年度までは御存じの通り、電氣通信の方は公債を引受ける。それから國有鐵道の方は貸付をして参りました。公債と同じように利子をもらつた貸付であつたわけでありまして、二十五年度からは、この見返り資金の第四條の規定にありまして貸付でない、やり切りという方法にいたすといふこと以外に、別に他意がないのでございまして、対日援助見返り資金から、鐵道につきましては交付をしてしまふ。それから電氣通信事業並びに國有林野に對しましては繰入れをする。これは電氣通信と國有林野は國の會計でございまして、繰入れといふ言葉を使つておられますが、これは使ひ切りにしてしまふ。繰を切つてしまふ、こういう意味であります。國有鐵道の方も交付をしてしまふといふことになつてしまふ。見返り資金と繰はまつた切れてしまふ。貸出しならば貸付でございまして返つて参ります

が、交付をしてしまふ、繰入れてしまふといふことは、やつてしまふ、こういうわけでございます。ただそれではもつた方はどうか。もつた方がいふゆる會計上のいかなる経理をするかといふことにつきましては、これは損益計算を通してらうこともありまして、貸借対照表の方の資本の勘定に入れるという整理の仕方もございまして、その整理の仕方といつたしまして、資本金の勘定で整理をする。こういうことが國有鐵道につきましても、また電氣通信の方につきましても、書いてあるわけでございます。これがたとへばもつた金がばか／＼と國有鐵道に出て参りました。損益計算などを通じて、國にみんなどられてしまふといふこともございまして、もつた國有鐵道の経理の方法は、資本金勘定で取扱う。こういう意味でございまして、見返り資金が出資をいたしておるわけではないのでございまして。たとえば見返り資金から出資をいたしますけれども、このようなくどい書き方をいたしませんので、第一條でも対日援助見返り資金から出資をする、第二條でも國有鐵道に對して出資をする、見返り資金特別會計自体が出資をする書きましたならば、法律的にも見返り資金特別會計が、國有鐵道が株式会社であつたと信事業が会社であつたとするならば、株を持つといふか、これに相なるのであります。そういう意味では全然ございませぬので、見返り資金は公共事業等と同じように使ひ切りにしてしまふ、出し切つてしまふといふことが第一項にうたつてございまして、第二項で

しからばもつた方の経理の仕方がわからないじやないか。損益計算を通せばとられるのでありますから、資本金勘定において整理をする。こういう會計技術上の意味と私どもは解釈をいたしておる次第でございまして。従いまして國有鐵道の方の出資金になりますと、現在あります資本が四十九億、今度四十億を加へますれば結局八十九億に相なりまして、今後再評価等のありました場合にも、どつちからもつた資本だといふことは、およそ關係がないと私どもは考へております。なお見返り資金の性質をいたしまして、見返り資金はもつた金でどういふ仕事をするのか、仕事の内容自体いかなる仕事をするかといふことが、始終問題になるのでございまして、四十億の現在の貨幣価値のものをもらへば、四十億の仕事しかできないのであります。四十億によつていかなる建設ができたかといふことにつきましては、見返り資金からもつて建設ができたといふ、法律的ではない、事實的關係はできると思ひますけれども、それが出資の權利を主張するといふことは私はあり得ない、こう考へております。

○關谷委員 それですべて疑点が解消したかと申しますと、さうではないのであります。交付をした金は使ひ切りの金なんだ。それだから見返り資金といふものは繰が切れておるのだ。こゝういふふうに出しておると思ふのであります。國鉄の予算を見ますと、四十億のところでははつきりと対日援助見返り資金より受入金と書いてあつて、その項目にまで詳しくそれが書いてあるのであります。なおこれは出資となつ

教億の金額になつてゐるかと思つてゐるが、特別補充取替費という名目におきまして、減価償却費と合せて、總計二百億程度の自己資金による工事財源を用意いたしておりますが、大體国有鉄道の資産を再評価した場合に、幾らくはなるかという見当でござ

○川野委員長 岡田五郎君。

○岡田(五)委員 先ほど閣下委員からの質問に對しまして、政府委員からの御答弁を拜聴いたしておりますが、上程されましたこの法案の第二條の第二項の「政府の日本国有鉄道に対する出資があつたものとする。」この「政府

りは、一般会計ということになりま

に、ただいま重ねて御指摘でありますように、「政府」という言葉が非常に違つた意味に用ゐられるのではないかと

いするが、これは非常に困難な問題でもございするし、計算方法によりましてはいろいろ相違も出て参るかと思つてゐるが、大體ただいまのところではわれ／＼の考えでは、要償却資産としては六千億ないし七千億程度ではないかと思つております。それに対しまして約二百億の財源をもちまして、取替工事を施行するといふようなことに相なりますならば、ほぼ實質的に減価償却の目的を達しないかと思つてゐる。これは昭和二十五年

○石原(周)政府委員 お答え申し上げ

○岡田(五)委員 それではお尋ねいた

○岡田(五)委員 私は政府の財政的支

に、ただいま重ねて御指摘でありますように、「政府」という言葉が非常に違つた意味に用ゐられるのではないかと

○岡田(五)委員 先ほど閣下委員からの質問に對しまして、政府委員からの御答弁を拜聴いたしておりますが、上程されましたこの法案の第二條の第二項の「政府の日本国有鉄道に対する出資があつたものとする。」この「政府

○石原(周)政府委員 お答え申し上げ

○岡田(五)委員 それではお尋ねいた

○岡田(五)委員 私は政府の財政的支

に、ただいま重ねて御指摘でありますように、「政府」という言葉が非常に違つた意味に用ゐられるのではないかと

○岡田(五)委員 先ほど閣下委員からの質問に對しまして、政府委員からの御答弁を拜聴いたしておりますが、上程されましたこの法案の第二條の第二項の「政府の日本国有鉄道に対する出資があつたものとする。」この「政府

○石原(周)政府委員 お答え申し上げ

○岡田(五)委員 それではお尋ねいた

○岡田(五)委員 私は政府の財政的支

に、ただいま重ねて御指摘でありますように、「政府」という言葉が非常に違つた意味に用ゐられるのではないかと

○岡田(五)委員 先ほど閣下委員からの質問に對しまして、政府委員からの御答弁を拜聴いたしておりますが、上程されましたこの法案の第二條の第二項の「政府の日本国有鉄道に対する出資があつたものとする。」この「政府

○石原(周)政府委員 お答え申し上げ

○岡田(五)委員 それではお尋ねいた

○岡田(五)委員 私は政府の財政的支

に、ただいま重ねて御指摘でありますように、「政府」という言葉が非常に違つた意味に用ゐられるのではないかと

○岡田(五)委員 先ほど閣下委員からの質問に對しまして、政府委員からの御答弁を拜聴いたしておりますが、上程されましたこの法案の第二條の第二項の「政府の日本国有鉄道に対する出資があつたものとする。」この「政府

○石原(周)政府委員 お答え申し上げ

○岡田(五)委員 それではお尋ねいた

○岡田(五)委員 私は政府の財政的支

に、ただいま重ねて御指摘でありますように、「政府」という言葉が非常に違つた意味に用ゐられるのではないかと

○岡田(五)委員 先ほど閣下委員からの質問に對しまして、政府委員からの御答弁を拜聴いたしておりますが、上程されましたこの法案の第二條の第二項の「政府の日本国有鉄道に対する出資があつたものとする。」この「政府

○石原(周)政府委員 お答え申し上げ

○岡田(五)委員 それではお尋ねいた

○岡田(五)委員 私は政府の財政的支

に、ただいま重ねて御指摘でありますように、「政府」という言葉が非常に違つた意味に用ゐられるのではないかと

します。

○岡田(五)委員 この問題につきましては、この政府の説明につきましては、私全然納得できませんが、この問題は、この程度に保留いたしまして、次に御質問申し上げたいことは、二十四年度におきましては、国有鉄道において百五十億の借入金によつて工事費に充てたのであります。しかもまた本年、二十五年度におきましては、四十億の資金をもつて、同じような工事的にこの資金を使おうとしているわけでありまして、二十四年度における借入金制度によつたのが、何ゆゑに同じ用途に使用いたしたるのに、四十億を出資の形で行かなければならぬか。この国有鉄道の財政上、経理上、いかなる理由に基いてかような方途をとられたか。その理由をお聞かせ願ひたいと思ふのであります。

○石原(周)政府委員 昨年度借入金をもつてまかない、本年度交付をもつていたし、それが一休いかなる財政上の理由によるかというお尋ねであります。この点につきましては、先ほど全般的な点につきまして、理財局長からお答え申し上げたのでありますが、本年度におきましては、見返り資金のやり方といたしまして、政府関係の機関に對しましては、従来の貸付の形を廃止しまして、これを交付という形にいたしました。よりすみやかに見返り資金との間の関係を切らうじやないか。こういうような一般の方針があるわけでありまして、その趣旨でございますので、従つて受けます方におきまして、それがどういふふうな財政の状況が違つて参つたかということにつきまして、これは必ずしもそのかえりました根

拠になつておりません。従ひまして鉄道の收支の状況が、二十四年と二十五年と若干の違ひはございますが、その状況がかわつたから、今回は出資にいたしましたのだというわけではありせん。なおつけ加えて申し上げておきますが、それでは二十四年度は貸付であり、二十五年度は交付になり、その関係がおかしいじやないかというような議論もあらうと思ひます。その間の調整につきましては引続き司令部との間に折衝をいたしているわけでありまして、

○岡田(五)委員 国有鉄道は公企業体といたしまして、一つの企業組織を持つて経営いたしておるのであります。国有鉄道はできるだけ早く完全なる独立採算制のもとに、合理的な経営をして行く態勢に進んでおるのであります。企業体におきましては、私は非常に知識は狭いのでありますが、大体増資をする場合には、あるいは借入金、あるいは返済、あるいは仕債の返済、あるいは特別の資金の必要に基いて増資をするのだ、かように考えるのであります。国有鉄道におきましては百五十億借りたこの借入金の返済のために、この四十億の増資をするのであるか。あるいはまた鉄道債券はまだ発行いたしておりませんが、その他の財政的な理由から増資をしておられるのかどうか。何らかの財政的な理由がなくて、独立採算制をもつて進んでいる公企業体には、財政上、経理上の理由なしに、いたすらに疑問を残すような形で増資を押しつける——と言つては言葉が悪いかも知れませんが、しるべきときは、はなはだ當を得ないじやないか。かように私は経理的な見地から考えるのでありますが、今の政府委

員の説明でははなはだやつとして、私たちが質問者には全然納得できないのであります。ことに国有鉄道関係につきましては、過般運輸省の政府委員に聞いたのであります。百五十億の借入金、五分五厘の利息で五箇年間の返還の借入金のやり方が、国有鉄道の財政上非常に負担に耐えないのかと質問いたしましたら、しからず、かように言つておるのであります。しかも百五十億の借入金、五分五厘で五箇年償還の借入金の方法でさえも負担に耐えないといふにかかわらず、なぜわづか四十億につきまして、出資の形をとられるか。これを質問いたしたのである。

○石原(周)政府委員 四十億という金が、借入金でまかなうべきか。あるいは増資、すなわち資本金でまかなうべきかという問題であります。現在のところ日本国有鉄道の資本金は、自己資本として持つておりますものは四十九億でありまして、借入金が非常に大きいわけでありまして、しかしながらこれは先ほどお指摘のように再評価のあかつきにおきましては、相当バランスを改訂すべきであります。これをで

きるだけ自己資本をもつてまかないまでも、公企業体でありますところの日本国有鉄道の方から申しますれば、支障はないと申しますか、むしろ借入金の負債のついておられますものよりは、少くとも利拂いあるいは元金の償還という問題が生じませんだけに、より有利であるといふことは言えるかと思ひます。

○原(健)政府委員 ただいま四十億の使途についてお尋ねがございましたが、そのうち現在もうほとんど確定しておるものが、二十三億が信濃川の山辺発電所に使うことに内定いたしております。あとの十七億につきましては、やるべきことがたくさんございまして、目下大蔵当局及び関係当局と折衝を鋭意續けておる段階でありまして、まだ発表の段階に至つていないのを残念に思つております。

○小澤(周)政府委員 先ほど申し上げましたが、見返り資金がいわゆる援助物資か、最後まで日本へくれたものか。あるいは日本へ貸したのかという問題については、その時代、その時期によつていろいろ考へ方を異にしております。これが最終的にはつきりするものは、講和條約が締結されたときだと考へております。従つて昨年にございましては、大体返還すべきものという考へのもとに、借入金というふうな考へを強く入れまして処理をいたしておりました。今年は大抵これはもらえるもの

であります。何となれば昨年は借入れであつて、今年は資本の充当といふことになつたといふ原因を聞いて見ますと、拂わなくてよいような状況になつたから、資本充当という形をとつたのであるといふことをば、小澤大臣が申されたのでございまして、私はこの見返り資金なるものが、はたしてそういうような簡単な方向で行くかどうかといふことを考へてみなければならぬといふことを考へて、何となれば、相手はオール・マイティーのお方でございます。われわれは頭を下げるなければならぬ立場にあるのでございまして、従ひまして國際的ないろ／＼な状況によつて、変化が来はしないか。これだけのものを使わしていただくならば、政府はもつとつて込んで、アメリカの議会におけるこの費用の審議状況を、われわれに詳細に知らしてもらひたい。そうしなければ簡単に承服できないといふことは、日本國民として当然の考へでなければならぬと私信じますが、その点につきましての状況をお知らせ願ひたいと存じます。まずその点からお伺ひたいとします。

だといふふうな印象を強くしてやつておるのであります。これがはつきりするのには講和條約締結後であると思つております。

○苦米地(英)委員 私関連でお伺ひいたします。つい二、三日前に連合軍軍人等の住宅建設の問題につきまして、この見返り資金の性格というものが議論されたのであります。このときに私が大蔵大臣にこれを伺つたところが、はつきり債務であると答えたのであります。この二、三日の間に、どうしてそういうふうにかつたのか。いつかわつたのか。これを伺ひたいと思ひます。

○小澤閣務大臣 大蔵大臣が苦米地君にどういふお答えをしたかもしませんが、私の知る範圍においては、總理大臣を初めもらえるものという感じを強くしてやつておるのであります。

○淵委員 この問題について論議をしますと、どうも難々しくなるようでございます。けれども、私は農林委員としてしまして初めて見返り資金に相関したのでございまして、従いまして勉強はいたしておりましたけれども、今苦米地さんがおつしやつたように、二日ぐらいでぐる／＼かわるような、政治を感でやられては困る。いかに講和會議ができてきなくても、その間に到達するまでの何らかの資料がある。あるいは向う側からのサゼスチョンがあつたというふうなことぐらひは、御発表になつてもいいじやないか。何となればあちらはオール・マイティーですから、積極的に頭を下げます。文句は言えませんけれども、そういうことを一応承らなければ、かような重大なものは——金を借りるのです。ことに国有林の場合

をお考え願ひたい。かつてドイツが第一次大戦直後にあの土地を提供いたしました。レンテン・マルクを出しました。こういつたようなこともなきにしもあらず。われ／＼日本の国王をば提供して金を借りて来る。もしこれが將來講和會議後におきまして、返さなければならぬということになつて来た場合には、現在の国有林野の経営状態に参りますと、簡単に参りません。山を持つておる人はみな困つております。ところが日本の土地をアメリカに提供しなければならぬというふうな最悪の事態が到来いたしました場合は、政府の責任はどうなりますか。その点を承りたい。

○伊原政府委員 私からごく事務的に、法律的な見解を御説明いたします。見返り資金の性質についていろいろ御疑念がございましたが、この見返り資金は昨年の四月でございまして、司令部から指令が参りまして、設置いたしましたものでございまして、これは簡単に申し上げますと、食糧であるとかその他の対日援助物資を国内で売つたものの、円の資金を積立てるというところとございまして、大臣が仰せになりましたように、日本の債務であるかどうかというふうな問題につきましては、その元になります援助資金のお話であるとするのであります。

援助資金の援助によりまして、入つて参りました食糧であるとか、石油であるとか、そういうふうなものを日本の国内で売りました。その売つた金は昭和二十四年度から、対日援助見返り資金という特別の日本の特別会計に積立てる会計をつくれ、こういうことでつくつた会計でございまして、従いまして

アメリカの援助の物資を日本の国内で売つて、政府に入りました円資金が、特別に経理をせられた会計が、対日援助見返り資金の特別会計でございまして、

それから御審議の御参考になると思ひますので申し上げておきますが、昭和二十四年度までは、鉄道に對しても、電通に對しても、公債並の貸付金でございまして、これは公債を発行して援助資金特別会計が持つておりまして、これが二十五年度から交付されることに相なりしましたのは、私どもの折衝の経過におきましては、別に何ら他意はないのでございまして、今までは貸付であつたのが、

他の公共事業その他と同じように使ひ切りにしてしまふ、交付してしまふというだけの考え方でありまして、先ほど申し上げましたように、株式会社であつたならば、出資して、その株を持つてしまふというふうな考え方とは、全然違ふのでございまして。さつきも申しましたように、対日援助見返り資金の使ひ方には、貸付もありまして、使ひ切つてしまふものもありまして、使ひ切つてしまふ方は非常に例外でありまして、日本は再建に必要の事業につきましては使ひ切つてしまふ。使ひ切つた例としてしまふは、復興金融庫の復元金を返したために、六百二十四億の金は使ひ切つてしまひました。これは貸出しでも何でもありません。これは貸出してしまつた。それから二十五年度におきましては、公共事業に使ひ切つてしまふわけですが、それと同じように鉄道に對しましても、電気通信、国有林野に對しましても、貸し付けるといふことでは

なくて、支出をしてしまふ、使ひ切つてしまふという考え方でありまして、ただこの條文等のできぐあいかから、いろ／＼と御疑念を生じました点につきましては、はなはだ申訳ないものであります。背後の關係は、見返り資金に關する限り、貸付であつたのが使ひ切つてしまふということでありまして、

○川野委員長 ちよつと野原さんが関連質問があるそうですから……

○野原委員 今の御説明でよくわかりました。私どもはこの際対日援助見返り資金の性格と、これが農林省の予算として国有林の特別会計の一部に使ひ切つてしまふことには、まことに

けつこうなことを考えております。これについて議論のための議論を繰返しておつて、せつかくの案が腐つてしまふようなことがあつては、はなはだ遺憾に思ひます。従つて私どもはこの際せつかくこういう國家予算だけでもつて、とうていうまくやつて行けないような特別会計に對して、この見返り資金によつて、非常に弾力性のある仕事ができるやうになつて、この特別会計の効果が非常に発揮できるといふことであるならば、これはいろ／＼な御議論はさておいて、まずもつてこの予算を成立させてもらふということをお願いをいたしたいと思ふのであります。

「委員長退席、前尾委員長代理着席」

私はこの見返り資金を米國が日本に一応援助の形でよこしていただいていることに對しましては、これを大いに徳とし、これに對しましては、將來われわれはその恩義に報いるの機会がある

ならば、そのときにおいて別途に考慮すべきであつて、今日これをわれ／＼が援助資金として、この三つの特別会計で適當にこれを使つて、そうして苦しい特別会計の経営を充實するということとは、まことにけつこうなことであると思ふ。私は農林委員の一人として、この予算の成立を心から喜んでゐる次第であります。

○淵委員 私も反對する意味ではございません。いやしくも國會議員として出ている以上は、少しくらいは予算の中に飛び込んで審議するのが當然であると思ひましたので、やつたのであります。なるほどこれは見返り資金の特別会計からは切離されております。しかしながら一般の國家基金以外のものに對しましての状態と、この問題につきましても、おのずから差があるのはわかります。これ以上その問題につきましてもは触れたくございせんので、結論を申し上げますが、この見返り資金を利用いたしました林野庁側といたしましては、経理状況とか、経理方法というものは、どういつた勘定でもつてやつて行かれるか、その具体的な案があるかどうかと思ひますが、それを一應御提示願ひたいと思ひます。

それからもう一点であります。国有林野業というものは、非常に困難な事業であります。おそろしくここにおいでの方は御存じないと思ひますが、山の所有はな／＼困難であります。ところで今日國家の所有しておるところの山の経営状況におきまして、現在の農林省が管轄する国有林野に對しましては、まことにりつぱな施業案と申しますが、非常な鉄則がありまして、簡単に開放することがな／＼できません。

ん。ところが大蔵省の方々が管理いたしている山につきましては、今日の地方に参りまして、一種の拂下げ競争というような事態が突発いたしております。けさのラジオ放送でも、拂下げ競争によつてあつちひつぱられ、こつちひつぱられて、一体どうなるでしょうかという言つておられます。林野庁の所管しておる林野は切られてはげ山になつておつたり、また拂下げをしてもいい、開放してもらいたいと思つても、鉄則があつてなか／＼やれない。大蔵省の所管しておるものは、拂下げ競争を現出している。こういうことをどういうふうにお考えになるか。国有林野という大きな特別会計の面から申し上げまして、どういふような考えでもつて、大蔵省の場合と違ふのであるか。その点を両方から承りたいと思つておられます。

○佐木説明員 林野庁の方から御説明いたします。繰入れていただきますところの三十億につきましては、ただいまのところお返しするつもりはないのであります。これは最初私の方では公債借入れとして組んだのであります。が、いろ／＼と折衝をやつておりました結果、これはくれてやろうというところになつた関係上、ただいまのところではもつたものと思ひまして、返す案はつくつておりません。

次に大蔵省所管の山が盛んに切られ、売り急がれているというところとがいわれておるのであります。なか／＼これは私も問題だと考へております。この点につきましては、いろ／＼と前に大蔵省との間に話をし、将来山林として経営すべきところは、林野庁に移管してもらいたいとい

うようなことを申出してみたこともあるのであります。この点については、いろ／＼と大蔵省においても収入予算の関係もありまして、なか／＼話が進展しないのでありますけれども、いづれこの問題は十分大蔵省と協議の上、皆様の納得の行くように解決をいたしたいと考えております。

○伊原政府委員 国有財産であります林野の拂下げ等の問題につきましては、ただいまお話がありましたように、大蔵省といたしましては購入をあげるという見地で、なるべく早く売りたいという考えでございますが、それらの点については十分に林野庁とも今後打合せまして、遺憾のないようにいたしたいと思つておられます。

それから見返り資金の方からも、返していただくつもりはないということをお知らせ申し上げたいと思つておられます。もし返していただけるつもりでありますならば、法律の中に繰入れた場合においては、利益があつたら返せとか何とかいうのが通例であります。繰入れてしまつたのはやつてしまつたということでございます。

○淵委員 大体そういうことではつきりいたしますと、まことに私も驚かされておられるのであります。私の質問したことがいねがわくば、将来問題にならないことを念じつつ、私は林野庁側の答弁に満足いたします。ただ問題は、今大蔵省は計算上の関係で、売り急いでおるといふことは肯定されませんが、私は一歩突進進んで、なぜ多くの人が大蔵省の管轄の山へ殺倒して、拂下げ競争をするかということと同じように、国有林野の里山の地元の方に、相当たくさん荒れている山があ

るが、それに対してはやはり要求はいたしてゐる。それを大蔵省は、山のことはわからぬから、そういうことをするのだからというように、一方的に考えられるというところは、國民を基盤として國家が立つてゐる以上、あまりにも即断ではないかと考へるのでございませう。実は林業につきましては、私は専門家でございませうからよくわかつておられます。しかし政府当局も足を一つ退いて、この山が國土保安上どうであるか。あるいはまた農家経済上、この山をば大蔵省がやるように拂下げをやつた方がよいのではないかと、いふような見通しもあるはずだと思つておられます。ただ古い皮にとじこもりまして、どこまでも一点張りで行かれたならば、おもしろくない。その点つづ込んで、農家経済に助かるような場所があれば、喜んでそれを開放するといふようなところに行くのが、國家當局としてのとるべき態度ではないかと思つておられます。どうも国有林野のお方が山に忠実なあまり、近視眼的になつておられることを私は憂うのでございませう。その点からどうか大蔵省と協議をして、拂下げを中止させるような処置に

出られぬように、反対に大蔵省と同調いたしまして、農家経済に役立つような土地に対しては、農民の要求に応じて出すといふようなことに相なることを希望いたしますが、それに対する御答弁を一度承りたいと思つておられます。

○佐木説明員 ただいま淵委員から、農家経営に必要な林野を開放したらどうであらうかといふような御質問でございますが、ただいま林野庁において、國土計画的見地から、林野の整備の案を練つておられます。もちろんこの

ねらいどころは、あくまで山村民の生活の安定維持といふことを第一に置き、進んでその奥地にあるところの山が、現在以上に利用可能な状態に蓄積の山、生産力の高い山になるようにいたしたいと存じている次第でございます。このようにいたしたい案を練つておられます。次第でございまして、淵委員の申された御意見は、私の日ごろ考へておる意見と同じであります。十分その点は今度の政府案におきまして、実現いたしたいと考へておる次第であります。

○尾崎(末)委員 今伺うことは、先日運輸委員会においても伺つたのでありますが、幸い小澤電通大臣もおいでであります。大蔵當局も農林當局もおいでありますから、違つた角度からごく短い時間で、二、三點御質問申し上げます。大蔵當局の御説明によれば、助太刀でもなければ、この法案を全面的にのりうといふわけでもありません。結論はあとから申し上げますが、一應違つた角度から御質問申し上げます。

それは国有鉄道に對しまして、見返り資金の中から四十億を出資する。あるいはまた二億円の資本であるところの電氣通信省に對しまして、百二十億の出資をする。あるいは農林関係も一数字は記憶ございませうが、出資をする。そういうようなやり方をやるのに対して、昨年までは借入金でやつたものを、なぜ出資の形をとつたか。ここに最も大きな疑問があるわけでありませう。現在四十九億の国有鉄道に四十億を出資した場合、八十九億の資本となり、電氣通信の二億に百二十億を出資しますれば、百二十二億の資

本金となる。この國鉄の八十九億の再評価をやつた場合に、かりに一兆億という再評価の結果が出たならば、四十億のものがたまたに四千億ないし五千億という大きなものになります。電氣通信省に對しましては同様であります。そこで私は伺ひたいと思つておられます。将来適當の機会に、資産の再評価をやつた場合であつても、今回の四十億の増資前の、四十億の時代に持つておつた資産の再評価と、出資をした四十億に對する資産の再評価の数字といふものは、おのずから異なつて来る。たとえば先刻の運輸當局からの御説明によりますならば、今回の出資の四十億は、信濃川発電所その他の設備資金に使うといふことではあります。この四十億は、そういう新しく設備をいたした資産に對するだけの一つの権利と申しますか、そういうものであつて、四十九億の国有鉄道が持つておつた資産がかりに一兆億になりました。それとこれとはおのずから違ふのだ。こういうふうな増資前のものと増資後のものとでは、はつきり區別をするのだと承してよろしいのであります。まずこの点から伺ひたい。

○小澤國務大臣 大体私の方は尾崎さんのお考えの通り進もうと思つておられます。またさうであらねばならぬと考へておられます。

○尾崎(末)委員 そうしますと實際の再評価は、かりに電氣通信省にいたしますと、一千六百億程度のものがあるといふお心構えでいられる。しかるに、資本そのものは現在二億だが、百二十億新しく出資をする。こういう場合といへども、資産再評価の場合に

は、今申し上げましたようなことがら
かつた状況は一切出て来ない。こうい
うふうに一応了承いたしておきます。
その次に伺いたいと思ひますこと
は、見返り資金の性質についてです
が、一体もらいつばなしになるもの
か、返済しなければならぬものか、
講和会議になつてみなければわからな
い。大体こういうふうにいる／＼返さ
なければいかぬとか、あるいは返さぬ
でよからうという空気が、とき／＼に
よつて違ふこともあるが、これは講和
会議になつてみなければつきりしな
いのでありますから、かりに見返り資
金を使つた場合におきまして、これ
を国債の出資とし、あるいは農林
省に対する出資とし、あるいは電氣通
信省に対する出資として使つておきま
しても、かりに将来講和会議の結果、
これを返さなければならぬという場
合が生じて参りましたも、それは日本
政府とアメリカ政府との関係におい
て処理すべきものであつて、アメリカ政
府と国債の出資、もしくは電氣通信省、
もしくは農林省という、個々の関係に
は相ならぬのだ、こういうふうによつて承
知してよろしくござりますか。

○小澤國務大臣 大体その通りであり
ますし、またかりにそういう返還すべ
き事態が生じたような場合において、
一般会計の方から、実は百二十億二十
五年度において出ているのだ、今向う
へ返すことになつたから、どうしても
お前の方の会計で負担しなければなら
ぬという場合においても、その負担を
もなし得るような経理を私どもはやつ
ております。

○尾崎(末)委員 それならば、これを
政府の原案通りにかりに——私は結論
はしません、かりにこれを私どもが
了承する議決をするといつたしまして
も、その法律のあとの方に附則として
これをつけますか、もしくは附帯決議
といひますか、その附帯決議か附則
の中に、今申しましたような資産再評
価をする場合には、こういうふうなこ
とになるのだというふうな、適当な文
句をもつて、附則とするか、あるいは
附帯決議とするか、そういうものをつ
くつてもさしつかえない、こういうこ
とになりましようか。その点をお伺い
したいと思ひます。

○伊原政府委員 御審議の御参考に、
ちよつと今の点を申し上げたいと思ひ
ます。私どもの先ほど来の御説明で
は、こう考へております。見返り資金
から出資をいたしたものでございま
せんので、見返り資金は、はなはだく
どいようでございまして、支出をして
使ひ切つておりました、見返り資金と
は何ら関係がない、使ひ切つてしまつ
たという考へ方でございまして、従いま
して再評価というふうな、お示しのよ
うな場合がございました場合には、四
十九億の現在の資本と、あと四十億の
資本、八十九億でございまして、片方
の負債の部に八十九億という資本金が
載り、資産の部に設備が載つておりま
す場合にございまして、資産の部の設備
が一兆というふうになりました場合に
は、それは積立金として整理をして
よい、再評価と整理をしてよいとい
ふのであります。いづれ出資に組入
れられるというところが起るとしても、
それは後のことと思ひます。今回入れ
る四十億が、すでにある四十九億の資
本とは別途に、見返り資金からの出資
となり、実質的に見返り資金が国債に

対し持分を持つことになるような関係
がもし起るとすれば、再評価というこ
とが相当問題になると思ふのでありま
すが、今申しましたように見返り資金の方
は使ひ切つて、出してしまつた金で
ございまして、ごく極端に申します
と、資本として整理をしなくても、積
立金の勘定でも、要するに資産勘定で
整理をしておけばいい。損益勘定とす
れば、益金として国に返つてしまふと
いうような関係にもなりますので、資
産科目として整理するといふだけのこ
とであります。もと／＼国債の出資につ
いて申し上げますれば、国債の出資は四
十九億の資本金であります、これは
全部政府の出資でございまして、全部
国の持ち物でございまして、従つて再評
価をされた場合には、それ自体が
全部国のものであるといふことになる
のであります、その国の中を区分い
たしまして、一般会計である国と、見
返り資金である国というふうに分けて行
きまして、しかも見返り資金が、八十
九億のうち、四十億持分を持つたとい
うふうな関係になりますれば、お示し
のような関係が起る。もしそういう場
合を想像すれば、古い設備の再評価益
によつて浮んだ金であるから、新しく
入つた四十億の見返り資金が持分を持
つた場合にも、それには均等させない
というのが、当然であると思ひます。
しかし話はそこまで入らないのであり
まして、見返り資金から出資するので
なく、見返り資金とは関係がなくなる
のでございまして、再評価と、見返
り資金から今回金を出したといふこと
とは、法律的の観点のみから申し上げ
ますと、およそ関係がない。ただ御疑
念のございますように、金を見返り資

金からもらつたのでありますから、法
律的には関係がないかもしれませんが、
あとから返せというふうなことを言わ
れはしないかという御疑念が、万々一
ございしましたならば、これも現在の貨
幣価値でもらつた四十億でできた設備
は、どこどこだといふことは、わか
つてゐるのでありますから、それ相当
のことをすればいいと思ふのでありま
す。しかしそういうことは、私ども事
務家の考へ方としては、法律的には起
り得ない、こう考へてゐるわけでござ
います。

○尾崎(末)委員 相当明瞭になつて参
りました。そこでちよつと速記をとめ
ていただきますので……

○前尾委員長代理 速記をとめて……

○伊原政府委員 見返り資金の性質に
つきましては、先ほど申し上げました
ように米国の援助といふことと、いわ
ゆるここに申しております見返り資金
といふものとは、法律的には別個であ
ります。何となれば米国の援助は、米
国の国会によつて議決せられた予算に
よりまして、ガリオア、イロア資金の
ようなものによりまして、食糧とか、
その他のものをわが国に援助してくれ
ておるわけでございまして、この援助
に相当する額が、日本の債務であるか
どうかというふうな問題は、これは総
理大臣、各事務大臣の従来からたびた
びお答え申し上げておるところであり
ます。この見返り資金は、食糧なら食
糧といふ援助が日本に入つて参りまし
て、これを国内で流り拂つた場合に、
日本政府に円の資金が入りますので、
従来昭和二十三年度までは、流り拂つ
た金が莫然と貿易資金特別会計に入つ
て、それが輸出の品物を買ひ取るため
に使われておつた。それが昨年ドッジ
公使が見えて、昭和二十四年度から援
助物資を流り拂つたものによつてでき
ました円資金、これは日本の別の会計
に積み立てて置くようにといふこと
で、対日援助見返り資金特別会計とい

○橋本(登)委員 本法律案は大蔵委員
会においても慎重審議をいたしまし
て、われ／＼特に電氣通信委員会とい
はしましては、金額の多い点から考へ
ましても、非常に関心を持つておるの
であります。先ほど来から各委員から
いろいろ御質問があり、大分了解せら
れる点もあるのですが、なほ今
の御説明のうちにおいて、十二分に了
承できない点が二、三点あります。特
にこれは大蔵当局からお聞きしたいの
であります。また見返り資金の性格に
入りますけれども、見返り資金の性格
は、法的にはこの前の国会において総
理大臣は、アメリカが一方的に減免し
得る性格のものであると言つておる。

○前尾委員長代理 速記開始。

○尾崎(末)委員 以上私の質問に関し
ましては、大体わかりましたので、こ
れで終ります。

○尾崎(末)委員 それならば、これを
政府の原案通りにかりに——私は結論

○伊原政府委員 見返り資金の性質に
つきましては、先ほど申し上げました
ように米国の援助といふことと、いわ
ゆるここに申しております見返り資金
といふものとは、法律的には別個であ
ります。何となれば米国の援助は、米
国の国会によつて議決せられた予算に
よりまして、ガリオア、イロア資金の
ようなものによりまして、食糧とか、
その他のものをわが国に援助してくれ
ておるわけでございまして、この援助
に相当する額が、日本の債務であるか
どうかというふうな問題は、これは総
理大臣、各事務大臣の従来からたびた
びお答え申し上げておるところであり
ます。この見返り資金は、食糧なら食
糧といふ援助が日本に入つて参りまし
て、これを国内で流り拂つた場合に、
日本政府に円の資金が入りますので、
従来昭和二十三年度までは、流り拂つ
た金が莫然と貿易資金特別会計に入つ
て、それが輸出の品物を買ひ取るため
に使われておつた。それが昨年ドッジ
公使が見えて、昭和二十四年度から援
助物資を流り拂つたものによつてでき
ました円資金、これは日本の別の会計
に積み立てて置くようにといふこと
で、対日援助見返り資金特別会計とい

こういふふうな法的なもの以外は、
われ／＼は承知しておらないのであり
ます。従つて一部の人が言うように、
見返り資金といふものは民法における
債権債務とは考えない。——そういう
ものとは考えませんけれども、一応一
種の債務関係にある。こういうふう
に解釈することが妥当であると思ふので
あります。大蔵当局の見返り資金の
考へ方についての御意見を聞きたいと
思ひます。

ものができた次第であります。この特別会計自体は、日本の四の特別会計でございます。そうしてこの見返り資金からは先ほど申し上げましたように、いろ／＼日本の再建に必要な事業に使うのでございますが、貸出しの場合もあり、使い切つてしまふ場合もある。貸し出す場合は、たとえば電氣事業でありますとか、石炭とか船などに金を貸してありますが、この貸した金は返してもらつて、返してもらつた金は、見返り資金特別会計に期限が来たときに返してもらつて、それから使い切つてしまひましたのは、国の歳入と同じようにそのまゝ使い切つてしまつたのでありますから、道路をつくつたとか、国有林野で林野をつくつたとか、鉄道を建設したというのは、見返り資金に返す必要はないのであります。見返り資金から貸出しを受けたものは、これは見返り資金に返してもらつたのが当然でありまして、見返り資金から石炭だの、鉄鋼だの、日産などが金を借りておりましたが、これは返さないでいいというところはごうもないのであります。ぜひ返してもらつて、返してもらつた四資金が、アメリカの援助がやんだときに、たくさんたまつたときに、この金をどうするかということにつきましても、私もまだ承知をしないことではございません。

○橋本(登)委員 今のお話は法理的にはわかりやすいけれども、いわゆるアメリカの物資援助を受けたとして、その援助を受けたそれ自体は、日本の一種の債務と考へてよろしいと思つて、それが債務であるという観点に立つならば、これは民法上の債務とは違ひますが、一種の債務である。現在のところではアメリカ大統領領書をもつて見ても、一種の債務の性格を持つておるわけでありまして、債務の性格のものである援助資金に対して、政府はその返還の方法なり、そういうことについてのお考えを持つておりませんか。

○伊原政府委員 ただいまお示しのことは、日本に対する援助そのもののお話と了解いたしますが、これは大臣から御答弁もございましたように、日本政府としては一応債務として考へておる。そしてこういうことは確定的には講和條約においてきまるものである。こういうふうな考へておるわけであり

○橋本(登)委員 目下のところは一種の債務であるとして考へておるけれども、講和會議までは、これに対する返還方法とか、そういう計画をする必要はないという観点に立つておるようによい聞きだしたましたが、それでよろしいでしょうか。

次に、こうなりますと、この援助資金——今特別会計によつて見返り資金になつておりますが、見返り資金の使途方法について、関係当局との間に何らかの、いわゆる使用方法についての相談といひましようか、申合せといひましようか。そういう点は大蔵当局においてはないのであります。

○伊原政府委員 見返り資金の使用方法につきましては、先ほど申し上げましたように、昨二十四年四月一日付のガリオア及びイロア輸入による見返り金に關する件という司令部の覚書で、この見返り資金特別会計が設置せられたものであります。その第三番目に、日本政府は總司令部によつて承認せら

れた額と目的においてのみ、資金から引出しをなすことができるというようにありまして、その他六項目にわたる覚書——これは公表いたされておりますが、その覚書に従つて運用されております。

○橋本(登)委員 ただいまの覚書が、ありますことから見ても、見返り資金といふものが、法律上は日本政府の特別会計ではあるけれども、その性格としてはなおかつ援助資金の關係を持つといふことが明らかだとわれ／＼は考へて、その見返り資金の使途方法について、当局の指示を受けなければならぬという性格がある關係上、この見返り資金の運用については慎重を期したい。こういう点からわれ／＼も非常に

今回の法案については、關心を持つものであります。特に先ほど各委員から御質問があるようでありまして、從來公共事業のごときのものに対して、今回が使用という言葉を使つておる。ところが鉄道及び電氣通信あるいは国有林の特別会計に対しては、出資もしくは繰入金という名前を使われておる。

先ほどただ漫然として利子を拂ふより考へ方から、こういう法案が出たというお話でありますけれども、どうもわれわれはこれだけでは納得しにくい。ことに電氣通信事業にいたしましては、二十四年度の会計において大体十億以上の黒字を出してある。鉄道会計において一般繰入金がある場合に、必ずしも良好な成績でありませんが、電氣通信事業については相当の黒字が出ておるのであつて、從來のごとき百二十億の公債あての借入金の性格をとつ

ても、あえてこれの償還には困難をきわめておらないのであります。のみならず公共事業のものについて使用の性格をとることは当然であります。電氣通信事業とかあるいは国有鉄道事業は、名前はコーポレーションでありま

すが、国有の性格を持つております。一種の企業体であります。こういう企業体に対して、あえて重要な必要なくして、交付金の性格をとる必要はなかつたのではないかと、ましてやいろいろな事情から考へても、再評価ができておらない現状から見ても、こういう借入れ資本の形式で、やはり公債と同じような性格を與えておく方が、會計上も安当ではないか。こういうふう

に考へるのであります。その点について電通大臣の御説明をいただきたい。

○小澤國務大臣 先ほどごつづくらんに御話申し上げました通り、私の方では当初から、二十四年度と同じ形式でやろうと考へておつたのであります。また将来に、見返り資金勘定といふものと援助物資そのものは、理論的にはかけ離れておりますが、また橋本君のように關連性を持たせれば關連性を持つものであります。でありますから私の方では經理の面から言へば、やはりどこまでもある時期にはこの分といふものをはつきりし、また返すものは返すといふような經理の仕方をして行なつておりましたが、この法案はたいと考へておられますが、この法案は私の方の主管ではありませんが、大蔵當局の考へで、橋本君の意見のようにかへると言へば、私の方に異議はありません。しかし私の方としては大体において今の建設資金が必要だといふ

ことが先決であつて、しかも資金が入りますれば、これはもううのでなくとも、返してもけつこうだということを言つておりますから、その点に対しては主管の政府委員あるいは大臣と御交渉願ひたいと思ひます。

○橋本(登)委員 大體當局の御説明は了承する点が多いのであります。なおやはりわれ／＼委員会の大部分は、非常にこの問題については慎重を期しておりますので、特に大蔵委員会にお願いをしたいのであります。現在の電氣通信事業の經理状況から、われわれが見ておりましたも、必ずしも交付金の性格あるいは資本充當的な性格を持たなくとも、經理上には何らかのさしつかえがない。こういう現状でありますので、一部誤解を生むべきような性質があるといひましたら、できるだけこの際においてはそういう誤解のないような法案に修正できれば、たいへんにけつこうであり、その主管が大蔵委員会にありまして、特にこの点をお願いいたします。一応質問は打ち切りたいと思ひます。

○吉米地(英)委員 ちよつと關連してお伺ひしたいのであります。この見返り資金の性質が、今橋本委員が取上げられたようなく、いかに關連して考へる向きと、また先ほど大蔵省からお話がありましたように理論的に二つにわけて考へる向きと、二通りあるものであります。そこで後者をとつておる、つまり理論的にこれは別個のものであるという建前をとつておる人々の議論といたしましては、日本の国内で流つて、日本の国民から取立てた金であるがゆゑに、これは日本の特別会計で日本の所有の資金である。だからし

一〇

これはひもつきのもので、條件付の日本のものだと、私はこう考えるのであります。この点はいかがでございましょうか。完全に日本のものだというごあいさつでございましょうか。

○伊原政府委員 これは私言葉の問題だと存じますが、この見返資金特別会計というものは、日本の特別会計でございませうが、その特別会計は特殊の特別会計でございまして、その使用について総司令部の許可がある。その許可があるということは何ゆえかと申しましますと、総司令部からの覚書によつて設置せられました特別会計でありまして、その覚書の中に、「日本政府は総司令部によつて承認せられた額と目的においてのみ資金から引出しをなすことが出来る。」こういう覚書に従ひまして、日本政府は日本の特別会計である見返り資金の使用は、司令部の許可を受けて使つておる。そういう特殊の特別会計でありまして、別に右か左かというふうに分けられたものではないような気がいたすのであります。

それからなおこれはくどいようであります。先ほど申し上げましたように、見返り資金は、アメリカから援助を受けておられます。欧州の諸國と、性質的に申せば、経済協力局の同意を得て、欧州の諸國がアメリカの援助資金を使つておるとの同一である、こう考へております。

○富米地英委員 まことにくどいようですが、その覚書によつて縛られておるといふことが、完全に日本のものではないのだ、私はこう解釈するのであります。私はこれ以上申し上げませんが、とにかくこの点が、完全に日本のものだといふならば、共産黨の諸

君の言われるように、向うの干渉は一切ならぬ。今ここに出ておる法案でも司令部云々というのは削つてしまへ。こういう議論が通るのですが、私はそれは通らないと思つておる。これは完全に日本のものでないから通らない。私はこう考へておる。この点をはつきりしていただきたい、こういう考へ方だけでありまゝ。以上であります。

○満尾委員 私は先ほど来の大蔵並びに政府委員から、見返り資金について法律技術的な見地からいろいろ御説明がありまして、その点につきましても間然するところのない了解が大体できたのであります。しかしながらこの問題は、法律的地見地というものは極の一面でありまして、総合して考へました場合には、政治的なファクターを非常に多く考へなければならぬ問題であると思つておる。二、三御質問申し上げたいのであります。私は主として政治的角度から御質問を申し上げるということを、最初に申し上げます。その次に見返り資金の将来の性格の問題、なるほど現行法上独立の人格を持つた日本の資金だといふお話をありますが、私はこの資金は一体米國單獨でやつておるのであるか、連合國全体としての立場においてこれを設定したものであるか、その事情をまず教へていただきたいと思つておる。従つてこの見返り資金の将来の帰属、將來外國の債権に属するかどうかというところを、講和會議で定めるのであるかどうか、その講和會議は全面講和會議で定めるのであるか、あるいは部分的な講和會議でもきめられるものであるかどうか。あるいは米國だけの問題

であつて、何も講和會議というやうな特別の機關を擁して、そのプロセスを経ないで、アメリカと日本だけの關係でその話合ひを將來つけられる性格に於いて、設定されておるものであるかどうか。そのことをまず伺ひたいと思つておる。

○伊原政府委員 私は、政治的なお尋ねのようでございますが、事務的なお答えになるかと思つておる。この見返り資金特別會計は、先ほど来申し上げておりますように昨年、二十四年の四月一日の連合國總司令部から日本政府あての賞書によつて、設置せられたものでございまして、その第一に書いてございまして、日本政府は米國援助見返り資金という特別會計を設置して、一米國より日本に與えられた米國援助の米國政府にとつてのドル價格と等額をこの勘定に日本円をもつて預金するものとする。とございまして、見返り資金がよつて生じます源泉は、米國から日本に與えられた援助、それを充つたものが見返り資金に入つて来るということが明らかでございますが、指令は連合國總司令部から日本政府あての指令でございましてあります。

○満尾委員 私は連合國總司令部としての指令であらうと思つておる。内容は米國であらうと思つておる。米國と日本との關係として見るべきか。連合國司令官としての設定であるからやむを得ない。これは實質的に見て米國と日本との關係として見るべきか。連合國司令官としての設定であるからやむを得ない。これは全面的か。あるいは相當部分的な講和會議というか、そういう米國一國だけでなしに、連合國との關連性においてこれを解決しなければならぬ見通しのものであるかどうかということをお尋ねしておる。あなたのお答えは、私の尋ねたのと同じことを答へられたので、私は一向要領を得ないのでありますが、そのこととお答えを教へていただきたい。

○伊原政府委員 これは私どもから申し上げるのには、少し問題が大きいと思つておる。私どもは、連合國總司令部からの賞書によつて設置せられたものであつて、その處理は講和條約等において決定せらるべきではないか、こう考へておる。

○満尾委員 非常に重大な問題について、政府委員の御答弁があまり確信を欠いておるようでありまして、この点は残念に思つておる。他日の機会に譲つて、もう一べんお尋ねいたします。ついでにはその見返り資金の運用の六項目云々という御説明があり、よくわかつたのであります。いづれアメリカの許可を得なければならぬ、そのこともよく了承しております。しかしながら日本の産業のどの面に、この資金を導入するかということにつきましても決定は、少くともインシアチーブは日本政府にあると思つておる。が、さういふ考へてよろしうございませうか。

○伊原政府委員 その通りでございます。○満尾委員 そうすると、わが國の經濟復興をいろいろいたします上につきましても、どうしても外資の力を借りねばならぬといふことは、今日も私も私どもの常識であらうと思つておる。ちつとも反對する意見はない。ぜひいさし外資を導入していただきたい、わが國

のさんたんたる光景から一刻も早く立ち直りたいと熱望しておるものであります。しかしながらわが國のいろいろな仕事につきましても、金さえ導入して仕事ができさえすればいいとのみは言ひ切れないものがあると思つておる。外資を導入して復興せしめてよろしい事業と、なるべく外資の導入を御遠慮申し上げたいといふ事業と、私はあるように思つておる。外資の導入は、一政府はかような差別的といひますか、事柄の内容によりまして、外資導入についてある程度の考慮を加へるということをお考へておられるかどうか。そういう意見を持つておられるかどうか。あるいは現にやつておられるかどうか。そういうことを考へる意思があるかどうかといふことを伺ひたい。

○小澤國務大臣 これは私の所管でございませぬけれども、國務大臣としてごく常識的な点だけをお答へいたしますと、原則として、満尾君の御指摘のやうに、日本は十年間の戦争によつて、あらゆる物資は消耗され、また建造物も破壊されたのであります。現狀の姿において急速な日本の復興、復興は困難だと思つておる。従いまして外資の導入といふことは、政府は全般的に望んでおります。外資が導入されるやうに、具体的な措置も適當に考慮いたしております。しかしながらいたずらに外資導入と言ひましても、いわゆる惡質な外資が導入されまして、その外資を導入したために、日本經濟の發展に悪影響を及ぼすやうなものは、厳に注意しなければならぬといふやうな制限を考慮しながら、全般的には外資の導入を考慮いたしております。

○満尾委員 ただいま大臣から、惡質な外資の導入は考へなければならぬ、何でもかんでも飛びつくといふわけではないといふやうな御答弁を得まして、その限りにおきまして、私も満足したのであります。私はただいまの政府のお考への程度では、まだ十分であると思つておる。たといふ点非難するところのないりつぱな性格の外資であるやうと、わが國の事業の性格によりまして、あまり外資を歓迎したくない事業があるのではありませんか。その点について政府は十分ひとつお考へをいたしたいと、実は考へておるのであります。

さてそこで具体的な本論に入りまして、今回の法律案のことでありまして、私は國有鐵道に關する見返り資金の援助のことについて、お尋ねを申し上げます。先般運輸委員會におきまして、私が伺ひましたところによりますと、この四十億の見返り資金から出資する金を、何に使うかといふことを聞きましたところ、驚いたことには、その四十億の使途が確定しておらぬ。運輸大臣と大蔵大臣とが協議して、これからきめるのだといふ話を聞いた。私はこの話を聞いたときに、非常にびっくりした。およそ國の予算といふものは、何をやるかといふ事業の方を先にきめる。そしてそれに必要な経費を計上するのが、予算の行き方なのです。ところが先に四十億のわが設定せられて、しこうしてこの四十億を何に使おうといふのを、これから考へるといふのでありますから、これは非常に異例のお取扱ひであらうと思つておる。かようなむづかしい方法をもつて、今回の仕事が進んでおりますことにつきましては、

○満尾委員 先般運輸委員會におきまして、私が伺ひましたところによりますと、この四十億の見返り資金から出資する金を、何に使うかといふことを聞きましたところ、驚いたことには、その四十億の使途が確定しておらぬ。運輸大臣と大蔵大臣とが協議して、これからきめるのだといふ話を聞いた。私はこの話を聞いたときに、非常にびっくりした。およそ國の予算といふものは、何をやるかといふ事業の方を先にきめる。そしてそれに必要な経費を計上するのが、予算の行き方なのです。ところが先に四十億のわが設定せられて、しこうしてこの四十億を何に使おうといふのを、これから考へるといふのでありますから、これは非常に異例のお取扱ひであらうと思つておる。かようなむづかしい方法をもつて、今回の仕事が進んでおりますことにつきましては、

どうしても私も落ちない感じがする。これをしめられ／＼がうのみにいたしたならば、何をもちて国民の負担にきたるかと感じずらう。いたすのであります。そこで私は使途のきまらぬ予算をつくたという点におきまして、この案件は事実においてあまり賛成しにくいのであります。もし国鉄に二百四十億の建設改良の仕事させなければならぬと、この政府が考えた。そして二百億を益金から出した。四十億はこういう方面から仰ぐとする。国有鉄道法の四十二條の二項には、国鉄の必要とする長期資金につきましては、鉄道債券を発行することとができて明記してある。なぜ四十億について鉄道債券発行の方式をとられなかつたか。その点をお伺いしたい。

○石原(周)政府委員 お答えをいたします。鉄道債券発行の方法をとりました。交付金の形にいたしましたのは、先ほど電氣通信の際に申し上げましたのと同じように、自己資本の充実という形式において行方が、より有利であらう、という趣旨であります。

○満尾委員 四十億のもらい切りみたような出資の形でやるといふことの方が、何がしか経済上得だといふのは、私は目前の小さな利益だと思ふのであります。私は国有鉄道のような仕事といふものは、わが国の一切の政治活動、経済活動の前提をなしておるところの仕事でありますから、これはぜひわが国民の額に汗して蓄積いたしましたところの資本によつて、百パーセントまかないたいと考えておるのであります。こういうもので外国のおせわにならねばならぬほど、われ／＼は窮迫しているか。私はそうは思わな

度のところ借入金に振りかえていた。われ／＼は三度の飯も二度に減しても、国鉄の資本は全部わが日本国民の勤労の結果によつてこれをまかなうたいと念願しておるのであります。従つてわすか四十億ばかりの、あえてはした金と申します。いんやその金利のごときに至つては、はした金中のまたはした金になります。かようなものの差引計算において、今回のようなきわめて不自然な、何ら合理的な説明のつかないようなむりな手続によつてまで、こういう方式をとらねばならぬということは、私非常に残念に思ふのであります。本日のいろ／＼の皆さんの御説明によりまして、法律技術的に線は切れているのだ。見返り資金は国鉄の出資とは線は切れているのだといふいろいろお話がありましたけれども、これは法律技術の話であつて、私ども国民の感情を納得せしめ得るものではない。私は古今東西の歴史を考へまして、この幹線の交通機関、あるいは通信機関といふものの掌握といふものは、いかに政治的な大きな役割を演ずるか。ぜひ近世の歴史をもう一べん読んでいただきたい。そこまで考えますことは、あるいは思ひ過ぎだといふ説があるかも知れません。しかしながら後世の歴史家が、この当時の国会議員は何をしておつたかと言われるおそれがある。またその当時の政府の当局者は、何を考へてこういう基を開いたかと言われおそれがある。これはわれわれとして絶対に慎重に考へなければならぬ問題であると思ふ。従いまして今回の法案につきましては、すでに予算の方では済んでいることでありますから、どうしてもこれは最小限

条件がついておると見ております。この点について大臣が知つておられる点を、はつきり御説明をいただきたいと思ひます。

○小澤國務大臣 田島君にお答えします。この問題についてはもうすでに論議された問題でありまして、別に條件の違いとか何とかが私の発表しな問題とはございません。今まで皆さんの御質問に答えた通りであります。

○田島(ひ)委員 もう少し具体的にいつ込んでお伺いしたいと思ひます。最近CCSの覚書で、電通事業に関して相当のものが出ております。これは相当大なるもので、なか／＼つ込んでおります。この覚書の中には、相当のことが指示されております。この指示に対して、どういふ御見解を持つておられますか、伺いたいと思ひます。

○山下(知)政府委員 お答えします。御指摘のように、CCSからいろいろ書類も参つております。しかしこれはすべてレコメンデーション・オンリーで、ゴム印か、あるいはタイプライターでちゃんと打つてあります。事業を運営する上においてこうやつた方がよいぞ、こういうふうによつた方が能率的である、あるいは経済的だといふことを教えてくれるのであります。従いまして、われ／＼はその通りやつておるわけでもなし、またやらなければならぬほどのものでもなし、いいことはわれ／＼の事業の運営の面において取上げるし、また日本の国情に合わないような、また今ただちに実行できないような部分につきましては、よく説明いたしまして、そういうことをやらぬようにいたしたいと考えております。

○田島(ひ)委員 そうしますと、この覚書には必ずしも制約されないというお答えでございますか。

○山下(知)政府委員 その通りであります。

○田島(ひ)委員 そのほか二、三のことをお伺いしたいと思ひますが、先ほど大臣の御説明では、電通関係の資産の再評価を、千六百億くらいの見積りでやらなければならぬと申されました。この覚書の中にはこれが非常に減つておまして、五百八十億くらいに見積つております。その間に相違があらありますが、やはり政府は千六百億の評価の見積りを堅持されますか。

○山下(知)政府委員 その面は目下研究中でございます。

○小澤國務大臣 今の山下君の答弁に大体相違ございせんが、大体今年度は一千六百数十億、昨年度は千五百数十億というものを基準にして、減価償却をいたしております。従つて日本政府としては、原則として従来の評価を基準に行きたいと思ひますが、どういふ趣旨で五百数十億といふことを言われるのであるか。その点については検討いたしたいという意味であることをつけ加えておきます。

○田島(ひ)委員 なお見返り資金が建設資金の方に入つて参りますが、この援助資金が入るにつきましては、この覚書にはやはりある種のいろ／＼な條件が入れられた場合といふような前提があります。こういう前提に対して、政府は覚書の条件をいれられるつもりか。日本の国情に合わないならば、これをいれないで行くという立場を堅持して行きますか。

○小澤國務大臣 お答えいたします。

田島君の質問の趣旨がはつきりわかりませんが、要するに百二十億の建設資金を使うという点で、ただいまの書簡の問題は別に牽連性がございませぬ。片方の建設資金については、見返り資金勘定から百二十億ということになつておりますし、一方CCSといたしましては、どこまでも日本の電氣通信事業を円滑に、また能率的に發展をさせたいというところから、勧告あるいは注意をしておる程度でありまして、これはありがたく受けておるようなわけであります。

○田島(ひ)委員 重ねてお伺いいたしますが、私どもがこうしつこく聞きまゝすのは、今度電通事業の二十五年度の自己資本に繰入れられますにつきましては、相当今後いろいろな形で制約されて参りますが、こういう條件についてやはり大臣は、覚書をただ忠告として受取つておるといふようなお考えでございまいしょうが、この大きな力に対して、はたして政府の方針通り押し切れるかどうか。それを質問したいと思ひます。この覚書の中には相当つづ込んだ面がございまして、詳しいことはお伺いいたしません。やはり政府からの融資の問題につきましても、相当の條件を加味されなければ融資しない。たとえば覚書の内容の履行を條件にして融資するといふことを言つております。その条件の中に私どもが問題にいたしましたのは、電通関係の資本を今後形をかえて、たとえばただいまの覚書によりまして、資産総額を不換負債証書といふように、大体一万円単位に書きかえして、これを政府の方へ預ける。これは将来譲り渡すことも、あるいは保存することも、あるいは売却すること

することもできる。こういう詳しい條件がついております。こういうような條件に対して、政府はこれは単なる覚書といふ点で、拒否して行くことができるかどうか。そういう点をばつきりお答え願ひます。

○小澤國務大臣 答ええしますが、ただいまの覚書といふのは、CCSのセクションから事務当局に対する一つの勧告でありまして、あらためて政府に來たものではありませぬ。従つて私自身はその問題については、實際上タッチしておらないのであります。なおこの百二十億の問題とただいまの覚書に牽連があるわけでは毛頭ございませぬ。百二十億の方は主として、セクションから言へば、ESSの方で扱つておりますし、ただいまの事業関係の監督指導は、CCSのセクションでやつておりますから、おのづから関係当局も異なつておるといふような事情でございまして、それから、そういう点は心配がないと思ひます。

○田島(ひ)委員 もう一つ最後に伺いたいと思ひますが、この二十四年度に入りまして公債の分、それから二十五年度の自己資本の繰入れの関係が、將來どういふような形になつて行きますか。このままでずつと、万一の公債が返還できないといふような場合には、何らかの形でこの間に開通を持つて行くのかどうか。その点をお伺ひいたします。

○小澤國務大臣 二十四年度の百二十億は、御指摘の通り五分で五年償還でございまして、漸次この方針に従つて返還をいたして参ります。それから二十五年度は、先ほど来答弁を申し上げた通り、一応繰入れということにな

つております。繰入れとはどういう繰入れかといへば、形においては自己資本といふことになつておりますが、しかし経理の面におきましては、自己資本といたしまして、この百二十億といふものは、特に二十五年度にこういう金額が入つたことを明確にして経理いたしておりますから、將來資産再評価その他が起きた場合でも、明確にこの分に対する部分がはつきりするように、たとえば現在の帳簿価格が二億円でありまして、資本金の繰入れが百二十億であつて、百二十二億のあれが百二十億になるのだといふことは、全然生じないような見地で、今後経理面を処理して行きたいと考えております。

○前尾委員長代理 ちよつと林君。小澤大臣に対する質問でありますか。

○林(百)委員 そうです。國務大臣としてお聞きしたいのです。アメリカからの援助資金は、ヨーロッパの各国を見ますと、これが贈與になつていたり、あるいは貸付としてされたり、また貸付と贈與と両方含んである場合もあります。日本政府としては、このアメリカからの援助の物資は、一体贈與と考へてゐるのか、あるいは貸付金と考へてゐるのか。將來どう処置するつもりですか。

○小澤國務大臣 この問題については、大体幾人の方にもお答えいたしました。特に林君からの質問でありますから、もう一回お答えいたします。今まで申し上げたのは、大体見返り資金勘定といふものと、援助物資そのものとを、同じような觀念のもとに私は答弁しておりましたが、今非常に細論に入つて参りましたので、私の言う

のは、援助物資そのものに対する考え方には、援助物資の質問としてお答えしておくのであります。大体昨年予算編成當時においては、やはり適当な時期には返還すべきものであるといふような印象のもとに、予算を編成しております。しかし二十五年度の予算編成に際しましては、大体これはただけのものではないかといふような印象のもとに、編成をいたしております。それではこの援助されたものに対して、はたして返還義務があるか、それとももつたのであるかといふような問題は、講和條約の締結までははつきりしないのではないかと。あるいはその前にはつきりするかもしれないが、少くとも現在ではこれは明瞭になつておりません。

○林(百)委員 この問題をお聞きするのは、この援助資金の一つの変形として見返り資金ができておるので、それでもし將來日本の國の借入金だ、借金だといふことになるならば、われわれは借金なんだから、その借金をどう使うかといふことは自由で、返しさえすればよい。贈與を受けるというのなら、これはただでもらうのだから、いろいろの條件がついて来ることはやむを得ぬ。ところが吉田首相とシーボルド議長との間の、例の阿波丸請求権の放棄に関する覚書の付屬條項では、これははつきり債務になつてゐる。將來日本はこれを返すといふことを認めてゐるわけ、あなたの内閣の總理大臣がシーボルドととりかわしたのだから、御存じだと思ふ。そうなる、われわれはこれは一応アメリカから貸付を受けたものだ。いわゆる援助基金は將來返さなければならぬとい

うように考へるのが至当だと思ひますが、この点はどうかといふことが一つと、それからもし將來アメリカからの援助基金を返還するといふことになれば、これと見返り資金との関係は今度はどうなるか。この関係を二つお聞きしたい。

○小澤國務大臣 林君にお答えいたしますが、阿波丸事件の條項を私は詳しく存じておりませんが、かりにそこに債務といふことを承認する條項があるにいたしまして、將來また放棄することも自由なのでありますから、必ずしも債務であるとか、債務でないといふことは、將來の見通しの上に立つては、はつきり言ふことができないと思ひます。それから見返り資金からあるいは借入れた、あるいはもつたといふ勘定と、それから返還する場合における関係はどうかといへば、これは嚴格に申すと、見返り資金勘定も日本のいわゆる特別会計でありまして、従つて見返り資金関係において、もつたものはたとへば電通で百二十億もつたとすれば、もつたことになりまして、もし日本政府が米國に特定の債務があるのだといふことになりますれば、これはそのときの經濟情勢によつて、一般會計あるいはその他の方法によつて、返還する処置を講ずるものと考へるのであります。

○林(百)委員 吉田首相とシーボルド議長との申合せを、將來もし情勢によつては放棄すると言ひますが、その放棄がこちらでできるはずはありませんし、また吉田首相とシーボルドとの間の協約をあなたが知らないといふことも、いささかのんき過ぎる話だと思ひます。そこで問題になるの

は、援助資金、フランドそのものは、かりに向うが日本の国へ援助してくれたものだとしても、これが変形になつておる。見返り資金に至つては、たとへば輸入食糧の代金だとか、あるいは輸入食糧の補給金だとか、こういうものは、日本の国民の側からいへば、一切自分のふところから金が出ておるわけです。国民自体は決して借金してゐるわけではない。政府は将来どうするかはわからないけれども、国民自体からいへば、見返り資金は国民のふところから出た金が積み立ておるのだというように解釈すべきだと思ひますが、この点について國務大臣としての小澤通大臣にお聞きしたいと思ふ。

○小澤國務大臣 お答えしますが、先ほど申し上げましたのは、シーボルドと吉田総理との約款が解消されるであらうという意味ではありません。つまりこの点釈明申し上げておきます。承認された場合に、米国の方面では、あの当時は債務であつたのだが、現在の状況では、これは請求しないということをも米国はできることであるから、従つてそのとき債務を承認したのだからといつて、必ずしも永遠に返さなければならぬということはないといふことを申し上げたのであつて、阿波丸條約が取消されるであらうといふふうには林君は考えたようでありますが、そういう意味でないことを御了承願ひたいと思ひます。それからいふゆる見返り資金という勘定は、米国の援助物資に對して、一旦配給をしまして、国民がその消費価格において買つて配給したのだから、国民の方からいへば、何らの債務がないといふことは、その通り

であります。必ずしもその配給を受けただが借金をしておるのではなくて、ただ国家としてそういうものを将来返さなければならぬといふようなことを假定的に考慮するならば、適當な財源をもつて、適當な時期に返すやうなことになるのじやないかといふことであつて、今政府がそういうことを計画しておるのでもなければ、また検討しておるわけでもなく、将来そういう場合が起きたらどうするかといふことを、しつとてお答えすれば、そういうこととなるであらうといふだけのことであります。

○林(百)委員 何かややこしい答弁ですが、今言つた吉田、シーボルドの了解事項に基く、アメリカが日本へ授けした援助資金、あるいはいふゆるガリオア、イロア、フランドそのほかの信用が、債務と認められておる。かりに将来返すといふことになると、一兆億を越えるわけですが、このガリオア、イロアそのほかの、アメリカから日本の国に貸與した信用を債務として返す場合には、今まで使つて来た見返り資金といふものは、この返還の一部として考えられるのか。一兆何億という膨大なアメリカからの援助資金を返す場合には、この援助資金の一つの変形としてきておる見返り資金特別会計の金といふものは、将来アメリカヘフランドを返還する場合の一つの要素となつて、これが動員されるのかどうか。その点をお聞きしておきたい。

○小澤國務大臣 林君は非常に頭がよくて、先の方から聞かれるのでちよつとわからぬが、結論においては、返すか返さぬかという問題は今きまらぬのでありまして、返すといふ場合になつたらどうかという質問であります。それはもし見返り資金だけで足りなければ、先ほども申し通り適當な財源をもつて、またその財源が困難であれば、一定の年限の間に、たとえば年賦という形で返すといふことであつて、返すか返さぬかぬか決定しない場合に、かりに返す場合といふのは、いかにふりしても始まらぬし、解決がつかせぬ。いづれその時期が来れば解決すると思ひます。

○林(百)委員 これはすでに吉田、シーボルドの阿波丸協定で、債務だといふことにはつきりなつておる。だから返さなければならぬと考えるのが現実であつて、将来もらえるかもしれないといふことが、むしろ假定に立つた考え方だと思ふ。そこで私の申し上げたいことは、かりに吉田、シーボルドの申合せによつて、これは将来返さなければならぬフランドであり、その一つの變形としての見返り資金は、これは日本人からいへば自分のふところを切つた金である。一体日本政府は、この見返り資金を使う場合に自由に使へるのか。あなたの言われるように、将来返すかもらえるかわからないとすれば、かりに借りたとして、これは自由に使へるものである。われわれとしては、自分のふところを痛めた金であるから、これは日本政府が大体自由に使えるなければならぬものでありますので、見返り資金の運用について、日本政府はどの程度の自主権を持つておるか、伺いたい。

○小澤國務大臣 林君は、私の方が仮定であつて、自分は假定ではないといふことを言ひますが、要するにあなたの方は債務があるのだらうといふ假定だし、私の方は債務があるかないかわからない。従つてそういうことは両方とも假定です。でありますから、それを返すものとはつきりきまつた場合、もらうものとはつきりきまつた場合に、これは論議すべき問題だといふのが、私の考えであります。君の方では、要するに返す場合にはどう返すかといふことを盛んに議論されておるのであるが、われわれの方としては、返すといふこともいまだ決定されていないのだから、今返す場合のことを議論してもしようがないといふのです。

○林(百)委員 それでは壁々めぐりですが、それはあなたにシーボルド、吉田の協定を見てもらえればわかると思ふ。そこで私は見返り資金の運用について、日本政府はどの程度の自主性を持つてゐるかといふことをお聞きしたい。

○小澤國務大臣 林君も知つておるように、見返り資金につきましては、特別に見返り資金運用に関する法律がありまして、その法律の精神によりまして運用しております。

○林(百)委員 見返り資金の運用については、あなたも言われた通りに第五国会で、米國対日援助見返り資金特別会計法が通過している。その際には、この見返り資金の運用については、連合國最高司令官の承認を必要とし、かつその後の使途については一切連合國最高司令官の監督を受けといふ事項があつたのですが、これはあなたも御存じの通り、第五国会で削除になつた。但しこれは附帶事項で、そのように運用しようといふことで、一応自主性を確保した。ところが最近に至りまして、この修正案が衆議院を通過して、参議院に行つておりますが、さらに見返り資金の使途については、連合國最高司令官の承認ではなくて、指示に基いて使用するべきであるといふふうな修正しるゝと、關係方面から政府にリコメンドが何かしらぬが来て、今この修正案を政府は考へておる。あるいは議員提出という形になるかしらぬが、これを考へておるというのをわれわれは聞いておるのではありませんか、この辺はどうなつておるか、お聞きしたい。

○小澤國務大臣 ただいまの問題は、政府には参つておりませんが、国会の方に来ておるといふことをうわさに聞いております。

○林(百)委員 政府に來ないことを國會がやるというのは、どういふわけですか。そうすると連合國最高司令官の指示に基いて使へるということとは、政府には全然關係なく、直接關係方面から國會へそういう指示が来たといふように解釈してよいでしょうか。

繰入れ、日本国有鉄道には交付金として交付するわけですが、ここで非常に違ふのは、実は電氣通信事業にも、また国有林野事業にも、非常な條件がついてゐるわけなんです。あなたは先ほどいろいろ言われましたけれども、従来電氣通信並びに郵政省の一切の業務の運営について、関係方面からごまかな指示があつたといふことは、お互いここで水くさいことは言いつこなしがよいと思つたのですが、こういうリコメン

て、いわゆる日本の理想的な電信電話の運営に邁進したいと考えておりまして、いろいろの日本の理

しては、極力先方と交渉して、われわれの主張を訴えて、そうして林君の期待に沿うような運営をしたいと考えております。

ばならない。五として、資本の増加または収益の増加、杜債の発行によつて借入金金の返済の余裕が生じた場合には、ただちに返済しなければならぬ。またその使途についても、やはり関係方面の指示を待たなければ使えない。非常な厳重な事項のもとに、日発その他の民間企業へも貸付をなされるということはお認めになるかどうか。

資については、少くとも運輸大臣の説明するところによれば、国有鉄道への投資については、何らの条件もないといふことですが、これは事実かどうかお聞きしたい。

○林(百)委員 小澤電通大臣のおつしやることは、一応はわかるのであります。すが、お互いに通信省時代から苦勞した人だつたら、向うの勧告といふものがどの程度権威のあるものか。――電氣通信工事務局一つづつから廃止するか、向うの発言があれば、こちらの希望することは通らないじやないか。

これはあなたも苦勞して知つてゐるはずなんです。何も電氣通信省と郵政省とわけたくなかつたが、向うの勧告が来れば従わなければならぬ。ましてや見返り資金を入れるためには、どうしてもこういう条件を受けなければならぬ。そうして利潤を上げることを考えなければならぬといふ、歴大な勧告が来ているのであります。この点見返り資金の運用については、現在の状態においては、日本政府として自主的にやるわけにはいかない。このたび参議院で修正案が出るように、連合国最高司令官の指示あるいは了解なくしては、これを使用することもできないし、またこれを投資するについては、向うから条件が来るといふことは認めるべきではないですか。

努力してもらいたいと思つたのですが、その次に、これは民間であります。たとえ見返り資金の日発の借入特約事項といつたようなものがあります。これは非常に厳重な事項であります。たとえ日発が借入金使途以外、または長期にわたつてこの資金を使用しないような場合には、大蔵大臣はただちに一部または全部の償還を請求することができるとか、あるいは日発が書面に記載した事項、またはこの事項に基く大蔵大臣の指示に違反した場合

○林(百)委員 ところでこの貸付条件であります。これは日本政府がきめるのか、あるいは関係方面の指示に基いて日本政府が大蔵大臣の権限として、こういう権限を日本政府が行うのか。その点はどうか。

○石井(昭)政府委員 お答えいたします。ただいまのところ別に条件というものはないと思つてゐます。○林(百)委員 そうすると見返り資金の投資、これは資本として投資するので、当然資本に対する利潤の保障の責任はあるのであります。一方の電氣通信省の方には、こんな歴大な勧告が来るといふことがわからず、日本国有鉄道の方には何の勧告も、何の条件もない。勧告一つすらないといふように解釈していいのですか。

あなたには知らぬといふことは言えないはずなんです。しかもこの歴大な勧告は、どういふふうになされたかといふと、この勧告は、電氣通信事業の資本拡大を援助するために、見返り資金を提供するための条件となされたものであると、はつきり言つてゐる。この見返り資金を受けるために、電氣通信省へかかる歴大な勧告書が来たといふことを、あなたは認められるかどうか、これをお聞きしたいと思つた。これは昭和二十五年二月に来ておるのです。

○小澤電通大臣 私はその書面を見たことはありせんけれども、今事務当局に聞きますと、来ているやうであります。しかしそれは林君が読んでゐる通り、勧告でありまして、絶対に従えという命令といふことにはなつておりません。日本の国情に従つて、将来の電氣通信運営にふさわしい点は、喜んで勧告を受けま

○林(百)委員 一応期待に沿うように努力してもらいたいと思つたのですが、その次に、これは民間であります。たとえ見返り資金の日発の借入特約事項といつたようなものがあります。これは非常に厳重な事項であります。たとえ日発が借入金使途以外、または長期にわたつてこの資金を使用しないような場合には、大蔵大臣はただちに一部または全部の償還を請求することができるとか、あるいは日発が書面に記載した事項、またはこの事項に基く大蔵大臣の指示に違反した場合

○林(百)委員 ところでこの貸付条件であります。これは日本政府がきめるのか、あるいは関係方面の指示に基いて日本政府が大蔵大臣の権限として、こういう権限を日本政府が行うのか。その点はどうか。

○石井(昭)政府委員 お答えいたします。ただいまのところ別に条件というものはないと思つてゐます。○林(百)委員 そうすると見返り資金の投資、これは資本として投資するので、当然資本に対する利潤の保障の責任はあるのであります。一方の電氣通信省の方には、こんな歴大な勧告が来るといふことがわからず、日本国有鉄道の方には何の勧告も、何の条件もない。勧告一つすらないといふように解釈していいのですか。

○小澤電通大臣 お話のように、日本は完全な独立国ではありません。従つて、占領目的に反しない限りは、もちろん自由でございしますが、占領目的に反する問題は、向うの指示に従ふことが原則であります。しかし今の勧告の問題をうのみにするといふやうな立場ではありせんので、先ほど申し上げました通り、日本の電信、電話の復興のために害があるといふ問題につきま

○小澤電通大臣 お話のように、日本は完全な独立国ではありません。従つて、占領目的に反しない限りは、もちろん自由でございしますが、占領目的に反する問題は、向うの指示に従ふことが原則であります。しかし今の勧告の問題をうのみにするといふやうな立場ではありせんので、先ほど申し上げました通り、日本の電信、電話の復興のために害があるといふ問題につきま

○林(百)委員 ところで私は今度日本国有鉄道関係でお聞きしたいのです。が、これは日本の見返り資金の運用につきましても、今申しました通りに、電氣通信省の方には歴大な勧告が来ておる。見返り資金の運用については、また日発にも今申しましたやうな厳重な条件が付けられており、またヨーロッパ諸国の見返り資金の運用につきましても、厳重なやはり政治的な条件、あるいは経済的な担保の提供というやうな条件が付けられておるのであります。このたびの日本国有鉄道への投

○林(百)委員 ところで私は今度日本国有鉄道関係でお聞きしたいのです。が、これは日本の見返り資金の運用につきましても、今申しました通りに、電氣通信省の方には歴大な勧告が来ておる。見返り資金の運用については、また日発にも今申しましたやうな厳重な条件が付けられており、またヨーロッパ諸国の見返り資金の運用につきましても、厳重なやはり政治的な条件、あるいは経済的な担保の提供というやうな条件が付けられておるのであります。このたびの日本国有鉄道への投

○林(百)委員 ところで私は今度日本国有鉄道関係でお聞きしたいのです。が、これは日本の見返り資金の運用につきましても、今申しました通りに、電氣通信省の方には歴大な勧告が来ておる。見返り資金の運用については、また日発にも今申しましたやうな厳重な条件が付けられており、またヨーロッパ諸国の見返り資金の運用につきましても、厳重なやはり政治的な条件、あるいは経済的な担保の提供というやうな条件が付けられておるのであります。このたびの日本国有鉄道への投

○林(百)委員 ところで私は今度日本国有鉄道関係でお聞きしたいのです。が、これは日本の見返り資金の運用につきましても、今申しました通りに、電氣通信省の方には歴大な勧告が来ておる。見返り資金の運用については、また日発にも今申しましたやうな厳重な条件が付けられており、またヨーロッパ諸国の見返り資金の運用につきましても、厳重なやはり政治的な条件、あるいは経済的な担保の提供というやうな条件が付けられておるのであります。このたびの日本国有鉄道への投

○林(百)委員 ところで私は今度日本国有鉄道関係でお聞きしたいのです。が、これは日本の見返り資金の運用につきましても、今申しました通りに、電氣通信省の方には歴大な勧告が来ておる。見返り資金の運用については、また日発にも今申しましたやうな厳重な条件が付けられており、またヨーロッパ諸国の見返り資金の運用につきましても、厳重なやはり政治的な条件、あるいは経済的な担保の提供というやうな条件が付けられておるのであります。このたびの日本国有鉄道への投

○林(百)委員 ところで私は今度日本国有鉄道関係でお聞きしたいのです。が、これは日本の見返り資金の運用につきましても、今申しました通りに、電氣通信省の方には歴大な勧告が来ておる。見返り資金の運用については、また日発にも今申しましたやうな厳重な条件が付けられており、またヨーロッパ諸国の見返り資金の運用につきましても、厳重なやはり政治的な条件、あるいは経済的な担保の提供というやうな条件が付けられておるのであります。このたびの日本国有鉄道への投

○林(百)委員 ところで私は今度日本国有鉄道関係でお聞きしたいのです。が、これは日本の見返り資金の運用につきましても、今申しました通りに、電氣通信省の方には歴大な勧告が来ておる。見返り資金の運用については、また日発にも今申しましたやうな厳重な条件が付けられており、またヨーロッパ諸国の見返り資金の運用につきましても、厳重なやはり政治的な条件、あるいは経済的な担保の提供というやうな条件が付けられておるのであります。このたびの日本国有鉄道への投

○林(百)委員 ところで私は今度日本国有鉄道関係でお聞きしたいのです。が、これは日本の見返り資金の運用につきましても、今申しました通りに、電氣通信省の方には歴大な勧告が来ておる。見返り資金の運用については、また日発にも今申しましたやうな厳重な条件が付けられており、またヨーロッパ諸国の見返り資金の運用につきましても、厳重なやはり政治的な条件、あるいは経済的な担保の提供というやうな条件が付けられておるのであります。このたびの日本国有鉄道への投

○林(百)委員 ところで私は今度日本国有鉄道関係でお聞きしたいのです。が、これは日本の見返り資金の運用につきましても、今申しました通りに、電氣通信省の方には歴大な勧告が来ておる。見返り資金の運用については、また日発にも今申しましたやうな厳重な条件が付けられており、またヨーロッパ諸国の見返り資金の運用につきましても、厳重なやはり政治的な条件、あるいは経済的な担保の提供というやうな条件が付けられておるのであります。このたびの日本国有鉄道への投

○林(百)委員 ところで私は今度日本国有鉄道関係でお聞きしたいのです。が、これは日本の見返り資金の運用につきましても、今申しました通りに、電氣通信省の方には歴大な勧告が来ておる。見返り資金の運用については、また日発にも今申しましたやうな厳重な条件が付けられており、またヨーロッパ諸国の見返り資金の運用につきましても、厳重なやはり政治的な条件、あるいは経済的な担保の提供というやうな条件が付けられておるのであります。このたびの日本国有鉄道への投

○林(百)委員 ところで私は今度日本国有鉄道関係でお聞きしたいのです。が、これは日本の見返り資金の運用につきましても、今申しました通りに、電氣通信省の方には歴大な勧告が来ておる。見返り資金の運用については、また日発にも今申しましたやうな厳重な条件が付けられており、またヨーロッパ諸国の見返り資金の運用につきましても、厳重なやはり政治的な条件、あるいは経済的な担保の提供というやうな条件が付けられておるのであります。このたびの日本国有鉄道への投

○林(百)委員 ところで私は今度日本国有鉄道関係でお聞きしたいのです。が、これは日本の見返り資金の運用につきましても、今申しました通りに、電氣通信省の方には歴大な勧告が来ておる。見返り資金の運用については、また日発にも今申しましたやうな厳重な条件が付けられており、またヨーロッパ諸国の見返り資金の運用につきましても、厳重なやはり政治的な条件、あるいは経済的な担保の提供というやうな条件が付けられておるのであります。このたびの日本国有鉄道への投

○林(百)委員 ところで私は今度日本国有鉄道関係でお聞きしたいのです。が、これは日本の見返り資金の運用につきましても、今申しました通りに、電氣通信省の方には歴大な勧告が来ておる。見返り資金の運用については、また日発にも今申しましたやうな厳重な条件が付けられており、またヨーロッパ諸国の見返り資金の運用につきましても、厳重なやはり政治的な条件、あるいは経済的な担保の提供というやうな条件が付けられておるのであります。このたびの日本国有鉄道への投

○林(百)委員 ところで私は今度日本国有鉄道関係でお聞きしたいのです。が、これは日本の見返り資金の運用につきましても、今申しました通りに、電氣通信省の方には歴大な勧告が来ておる。見返り資金の運用については、また日発にも今申しましたやうな厳重な条件が付けられており、またヨーロッパ諸国の見返り資金の運用につきましても、厳重なやはり政治的な条件、あるいは経済的な担保の提供というやうな条件が付けられておるのであります。このたびの日本国有鉄道への投

○林(百)委員 ところで私は今度日本国有鉄道関係でお聞きしたいのです。が、これは日本の見返り資金の運用につきましても、今申しました通りに、電氣通信省の方には歴大な勧告が来ておる。見返り資金の運用については、また日発にも今申しましたやうな厳重な条件が付けられており、またヨーロッパ諸国の見返り資金の運用につきましても、厳重なやはり政治的な条件、あるいは経済的な担保の提供というやうな条件が付けられておるのであります。このたびの日本国有鉄道への投

○林(百)委員 ところで私は今度日本国有鉄道関係でお聞きしたいのです。が、これは日本の見返り資金の運用につきましても、今申しました通りに、電氣通信省の方には歴大な勧告が来ておる。見返り資金の運用については、また日発にも今申しましたやうな厳重な条件が付けられており、またヨーロッパ諸国の見返り資金の運用につきましても、厳重なやはり政治的な条件、あるいは経済的な担保の提供というやうな条件が付けられておるのであります。このたびの日本国有鉄道への投

○林(百)委員 ところで私は今度日本国有鉄道関係でお聞きしたいのです。が、これは日本の見返り資金の運用につきましても、今申しました通りに、電氣通信省の方には歴大な勧告が来ておる。見返り資金の運用については、また日発にも今申しましたやうな厳重な条件が付けられており、またヨーロッパ諸国の見返り資金の運用につきましても、厳重なやはり政治的な条件、あるいは経済的な担保の提供というやうな条件が付けられておるのであります。このたびの日本国有鉄道への投

○林(百)委員 ところで私は今度日本国有鉄道関係でお聞きしたいのです。が、これは日本の見返り資金の運用につきましても、今申しました通りに、電氣通信省の方には歴大な勧告が来ておる。見返り資金の運用については、また日発にも今申しましたやうな厳重な条件が付けられており、またヨーロッパ諸国の見返り資金の運用につきましても、厳重なやはり政治的な条件、あるいは経済的な担保の提供というやうな条件が付けられておるのであります。このたびの日本国有鉄道への投

○林(百)委員 ところで私は今度日本国有鉄道関係でお聞きしたいのです。が、これは日本の見返り資金の運用につきましても、今申しました通りに、電氣通信省の方には歴大な勧告が来ておる。見返り資金の運用については、また日発にも今申しましたやうな厳重な条件が付けられており、またヨーロッパ諸国の見返り資金の運用につきましても、厳重なやはり政治的な条件、あるいは経済的な担保の提供というやうな条件が付けられておるのであります。このたびの日本国有鉄道への投

○林(百)委員 ところで私は今度日本国有鉄道関係でお聞きしたいのです。が、これは日本の見返り資金の運用につきましても、今申しました通りに、電氣通信省の方には歴大な勧告が来ておる。見返り資金の運用については、また日発にも今申しましたやうな厳重な条件が付けられており、またヨーロッパ諸国の見返り資金の運用につきましても、厳重なやはり政治的な条件、あるいは経済的な担保の提供というやうな条件が付けられておるのであります。このたびの日本国有鉄道への投

○林(百)委員 ところで私は今度日本国有鉄道関係でお聞きしたいのです。が、これは日本の見返り資金の運用につきましても、今申しました通りに、電氣通信省の方には歴大な勧告が来ておる。見返り資金の運用については、また日発にも今申しましたやうな厳重な条件が付けられており、またヨーロッパ諸国の見返り資金の運用につきましても、厳重なやはり政治的な条件、あるいは経済的な担保の提供というやうな条件が付けられておるのであります。このたびの日本国有鉄道への投

○林(百)委員 ところで私は今度日本国有鉄道関係でお聞きしたいのです。が、これは日本の見返り資金の運用につきましても、今申しました通りに、電氣通信省の方には歴大な勧告が来ておる。見返り資金の運用については、また日発にも今申しましたやうな厳重な条件が付けられており、またヨーロッパ諸国の見返り資金の運用につきましても、厳重なやはり政治的な条件、あるいは経済的な担保の提供というやうな条件が付けられておるのであります。このたびの日本国有鉄道への投

○林(百)委員 ところで私は今度日本国有鉄道関係でお聞きしたいのです。が、これは日本の見返り資金の運用につきましても、今申しました通りに、電氣通信省の方には歴大な勧告が来ておる。見返り資金の運用については、また日発にも今申しましたやうな厳重な条件が付けられており、またヨーロッパ諸国の見返り資金の運用につきましても、厳重なやはり政治的な条件、あるいは経済的な担保の提供というやうな条件が付けられておるのであります。このたびの日本国有鉄道への投

相談というようなことはございますが、この四十億のことにつきまして、それを條件にどうのこうのということは、たゞいまのところ何もございせん。

○林(目)委員　そうすると、何も見返り資金として日本国有鉄道などに入れないで、政府からの借入金あるいは繰入金、こういう形で入れていいと思ふのですが、なぜ対日援助見返り資金という形で、しかも出資という形になされるのですか。そういうふうに少くとも関係方面の何の意向もなく、それから向うと縁がないという金だつたらば、これは自由に使えるように、政府からの借入金にしたらなおいと思ひますが、どうしてそうできないのですか。

○石井(昭)政府委員　お答えいたしました。私どもはたゞいま林委員のおつしやつたような意味で、資金を国有鉄道は受入れている、こういう考えでおります。

○林(目)委員　そうすると、対日援助見返り資金の投資ではなくして、日本政府の一般会計から借入れたと同じものとして使われませんか。

○伊原政府委員　見返資金特別会計の側として申し上げますが、見返資金特別会計は来年度千五百億ございますので、その使い方の一部として、国有鉄道に対して交付をいたしました、やつてしまつたということでありまして、

○林(目)委員　だから交付したのであります。これは投資ですから、ただもつたのじやない。資本として投資せられたのですから、利潤の保障とか、償還とか、そういうものを全然考えない資本なんというものはないので、今申しました通りに、電気通信

省には嚴重な勧告が来ている。また日省にも嚴重な勧告が来ている。こういうことがなくて、何でもいからただでやるのだということは、考えようによつて、向うの御都合次第で、いつでもかつてに取上げられるかもしれない。むしろはつきり利潤は幾ら保障し、償還年限は幾らにする、この資本に對しては、何だかただでもらつた方が安全で、何だかただでもらつたと同じだということになれば、場合によつてはいつ取上げられるかもしれない。これは資産再評価でもして、この資本の裏づけになる資産が七、八千億にもなるということになる、その八十九分の四十を向う様の考え次第でどうにもなるということになれば、かえつて危険だ。なぜ國鉄だけはそういう條件がついていないか。考えようによつて、向うの都合によつてはいつでも償還を要求することができたり、あるいは資本の償却を要求することができたり、よつたために、何らの條件もついていないように考へていいのですか。

○前尾委員長代理　ちよつと林君。小澤國務大臣は忙しいそうですから、もういいでしょう。

○林(目)委員　この答弁だけでいいです。

○伊原政府委員　ごく簡単に御説明申し上げます。先ほどからなる御説明申し上げてございます。これは見返り資金からの出資ではございませ

○小山委員　たゞいまの林百郎君の質問と関連して来るのでありますが、私

○小澤國務大臣　これは私が林君にお

で配当をくれとか何とかいうような関係は何もございせん。

○林(目)委員　結論をつけますが、今

○林(目)委員　たゞいまの林百郎君の質問と関連して来るのでありますが、私

○小澤國務大臣　これは私が林君にお

○小澤國務大臣　これは私が林君にお

○小澤國務大臣　これは私が林君にお

○小澤國務大臣　これは私が林君にお

いると、この点がはつきりしないのであります。それは将来アメリカからの援助資金を返さなければならぬときに、必ずその見返り資金を使つた先の資産なり、そういうものを処分して返さなければならぬ。こういうことが皆さんの前提になつておるように思ふ。

○小山委員　たゞいまの林百郎君の質問と関連して来るのでありますが、私

○小澤國務大臣　これは私が林君にお

○小澤國務大臣　これは私が林君にお

○小澤國務大臣　これは私が林君にお

○小澤國務大臣　これは私が林君にお

○小澤國務大臣　これは私が林君にお

答へたように、返すものであるか、もらうものであるかというところは、今決定しておらぬけれども、かりに返すということになりましたら、一応見返り資金の勘定というものは、日本政府の勘定でありますから、これは一般会計から来たときと何ら異なつたものではない。従つてこれを処理する場合に、小山君の御質問のように全般として考慮して、財政状態によつてとり得るか、あるいは税金からとるか、あるいはまたあらためて内地で公債を発行するが、あるいは一べんには返せぬから十年賦で返すというようにある。しかしそれは原則であらうけれども、使つた方の電気通信関係からいへば、そういう場合においてかりにそれだけで財源に困つたような場合には、返し得るような措置を講ずるという意味であつて、私の方は林君の質問よりは用心のよいことを考へております。

○三宅(則)委員　私は小澤大臣がお

○三宅(則)委員　私は小澤大臣がお

○三宅(則)委員　私は小澤大臣がお

○三宅(則)委員　私は小澤大臣がお

○三宅(則)委員　私は小澤大臣がお

○三宅(則)委員　私は小澤大臣がお

は、従来の用語から申しますれば、これはほんとうでないということであります。

それから第二点は、運輸省の方からお答え願った方がよいかと思ひますが、再評価については、私の知つておりますところでも、運輸省の方でも準備中であります。

○三宅(則)委員 準備中と仰せになられますが、資産再評価というものは、伊原政府委員もおいでですが、最近の法律で衆議院を通すことになつたのであります。本年もしくは二十五年度内において資産再評価した方が、林君の心配されるようなことはなくなりはないかと思ひますが、御用意あるかどうか。もう一べん石井政府委員の御答弁を願ひたい。

○石井(昭)政府委員 国有鉄道の資産を再評価いたしますことについては、事務的にいろいろ準備は進めておりますが、ただ民間企業と異なりまして、再評価をするということが、いかなる意味があるか。結局国鉄の場合においては、将来経営の基礎を健全ならしめて、たとえば減価償却などの計算をする上に適当な額を計上して参る。こういうような意味合いにおいてまことにけつこうであると思ひますが、ただ現在の民間企業の再評価の必要性和は、いささかその必要性が違うのじやないか。かように考へておりますので、適当な時期にこういふことをいたせばいいと思ひます。

○三宅(則)委員 私の想像いたしますところでは、民間企業と官庁会計とをマッチさせ、なるべく合理的にさせた

いということ、国会議員の一人として要望いたすわけであります。今までの官庁会計はつきりしてなかつたといふ点が往々あるものでありまして、これをはつきりせしめるためには、公企業も私企業も同じような線に引き延ばすということが、将来は必要だろうと思ひます。幸いに資産再評価法案も今度の国会で通るわけでありまして、ぜひそれと線を合せる意味において、近き将来において政府がそういう用意と努力をせられるならば必ずできる。かように私は考へるのであります。ことに特別会計でありますから、独立採算制ということも将来考へなければならせんが、近い将来ぜひやつていただきたいということをお願いいたします。

○林(百)委員 鉄道関係でお聞きしたいのですが、先ほど小澤電通大臣に対して、将来見返り資金からの交付金を返還することを、電氣通信省としては考へておるかというのを言つたのです。国有鉄道としてはそういう事態を考へて何らかの処置をしておるのですか。

○石井(昭)政府委員 お尋ねは今回の四十億についてだと思ひますが、そのほか借入金金でございしますから、当然返還をしなければならぬと考へております。今回の四十億は、先ほど大蔵省から御説明がありましたように、もうい切りでございしますから、返すことは考へておりません。

○林(百)委員 そうすると先ほど電通大臣も言つたように、もし日本の国がアメリカからの援助資金を全部返すといふことになる、一兆三千億くらいになる。これを返せといつた場合に、

先ほど民主党の議員の質問があつたように、税金や国債ぐらゐでは間に合わない。これは外国の例を見ても、みんな援助資金の投資先のは、暗黙に政治的に全部担保になつてゐる。ただ四十億のものを全部ただくれば全然何も考へませんというやうな、そんな甘いことではないと思ふ。それについて国鉄当局は全然考へていないといふことは、将来大きな問題になると思ふ。ここで答弁をごまかすために、そういうものならば別ですが……

もう一つ聞きたいのは、この四十億を国鉄の思ひ通り使えますか。これは完全に自主的に使えますか。これは私は大屋運輸大臣の答弁をとつておりますから、もしあなたがそういうつもりならば、大屋運輸大臣に私は言うつもりです。

○石井(昭)政府委員 その四十億の使途についてであります。四十億のみならず、国鉄の工事費全般の使途については、関係方面と十分協議して、その指示なり勧告なりを十分考慮いたしましてきめたいと思ひます。特にこの四十億については、イヤマークしてどこに使わなければならぬというやうなことにして、一から十まで束縛されておるといふやうな関係ではないと思つております。

○林(百)委員 そのほかの工事資金の使ひ方ですら、向うがいろいろさしずをして来る。ましてや対日援助見返り資金の四十億は、向うからいろいろ言つて来るのは当然です。大屋運輸大臣は信濃川の電力開発に使つてと言ひ、これは関係方面からこれに使つてと言ひ、四十億はまる／＼もつたもの

で、国鉄の資産になるなら、関係方面のさしずは来ないわけですから。要するにこの使ひ方についてまで向うの命令が来るというところは、対日援助見返り資金に、正式にひもがついておるといふことです。これについて将来返還すること何もないといふことは、これは日本国有鉄道を預かる官僚としては、怠慢もはなはだしと思ふ。この点についてはあらためて運輸委員会でお聞きいたしますから、十分勉強しておいてください。

○前尾委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

午後五時十四分散会